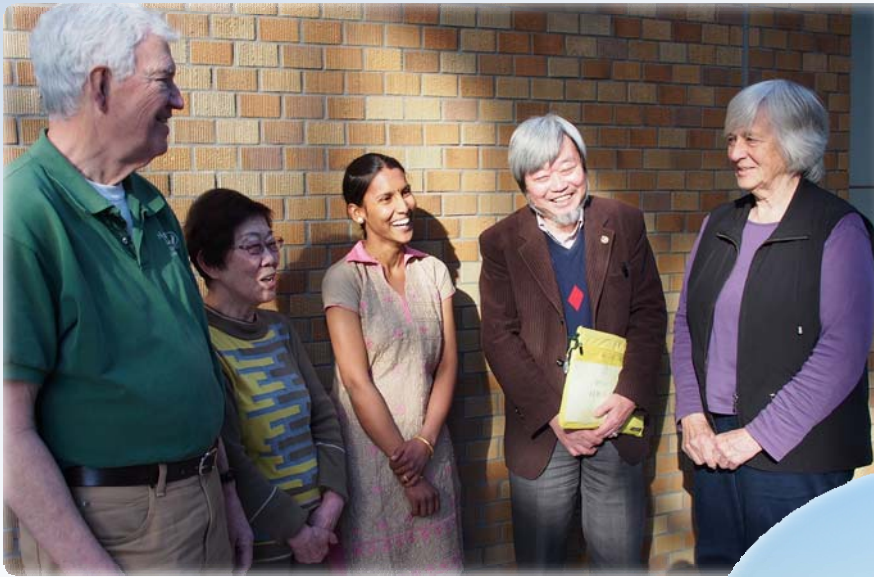


「やさしい日本語」で伝える

分かりやすく 伝わりやすい日本語を目指して
第4版



2017年4月

横浜市 国際局政策総務課

市民局広報課

目次

「やさしい日本語」で伝えるためのポイント集	3
1章 基準について	5
『やさしい日本語』で伝えるは何ですか?	5
だれが作ったのですか?	5
どんな時に役に立ちますか?	5
「やさしい日本語」について話し合う会のメンバー	5
2章 「やさしい日本語」の知識と背景	6
「やさしい日本語」はどんなものですか?	6
「やさしい日本語」はどうして必要なのですか? 英語だけではいけないのですか?	6
「やさしい日本語」を使うメリットは何ですか?	6
より多くの外国人住民にお知らせすることができる	6
外国語へ訳しやすくなります	7
災害の時にも役立ちます	7
お知らせをするのが速くなる・誰でも外国人住民に情報発信できるようになる	7
誰に「やさしい日本語」で伝えるのですか? (伝えたい人は誰?)	7
【文法】 N4 よりも簡単な文法	8
【語彙】 日本語能力試験 N4 程度 (約 1,500 語程度)	8
3章 見比べてみてください	9
4章 『やさしい日本語』で伝える」活用方法	11
基本 (「やさしい日本語」の伝え方を知りたい人へ)	11
1 節 まずは伝えるべきメッセージを決め、情報の取捨選択をします	11
1 伝えるメッセージを絞る	11
2 メッセージを伝える相手は外国人住民に特定する	11
3 「読み手」の目線で情報を整理して伝える	11
4 優先順位の低い説明は削除	11
2 節 4までできたら、どこに何が書いてあるかを分かりやすくします	12
5 メッセージの結論や一番伝えたい部分は文章の最初に書く	12
6 付番・箇条書	12
3 節 最後に文章の硬さを取るために文章表現を工夫します	12



7 複雑な表現は要点を整理	12
8 名詞句は文に	12
9 メリット・デメリットを伝える（抽象的な表現はせず、具体的に）	12
応用（より伝わる「やさしい日本語」の伝え方を知りたい人へ）	13
4 節 情報をさらに取捨選択する	13
10 一文＝一義	13
11 例は3つまで	13
5 節 どこに何が書いてあるかをより分かりやすくする工夫	13
12 文書の流れを明確に	13
13 注釈を使いこなす	13
14 イラストや表を活用する	14
15 関連情報は近くに	14
6 節 柔らかい印象にする工夫	14
16 話し言葉調で	14
7 節 一文の中の工夫	14
17 重複は避ける	14
18 主語は書く	14
19 読み手目線で主語を統一	14
20 「類義語」は平易な一語に統一	15
21 擬音語・擬態語（オノマトペ）、世間一般であまり聞かないカタカナ英語は使わない	15
22 難しい文法は使わない	15
8 節 外国人住民を意識した工夫	16
23 読み手が必要な情報	16
24 文化の違いを意識する	16
9 節 Web ページのときの工夫	17
25 リンクの設定	17
語彙（行政がよく用いる用語をやさしくしたい時）※五十音順	18
語釈の共通したルール	49
おわりに	49



「やさしい日本語」で伝えるためのポイント集

伝えるべきメッセージを決め、情報の取捨選択をします

- 文字は A4 サイズ 1 枚（12 ポイントで 1000 字が目安）以内にまとめる
- 伝えるメッセージを絞る▶[P11](#)
- メッセージを伝える相手は外国人住民に特定する▶[P11](#)
- 「読み手」の目線で情報を整理して伝える▶[P11](#)
- 優先順位の低い説明は削除▶[P12](#)
- 例は 3 つまで▶[P14](#)

どこに何が書いてあるかを分かりやすくします

- メッセージの結論や一番伝えたい部分は文章の最初に書く▶[P12](#)
- 付番・箇条書▶[P12](#)
- 文書の流れを明確に▶[P14](#)
- 注釈を使いこなす▶[P13](#)
- イラストや表を活用する▶[P15](#)
- 関連情報は近くに▶[P15](#)

文章の硬さを取るために文章表現を工夫します

- 一文＝一義▶[P14](#)
- 複雑な表現は要点を整理▶[P13](#)
- 名詞句は文に▶[P13](#)
- メリット・デメリットを伝える（抽象的な表現はせず、具体的に）▶[P13](#)
- 話し言葉調で▶[P14](#)

一文の中で工夫

- 重複は避ける▶[P16](#)
- 主語は書く▶[P16](#)
- 「類義語」は平易な一語に統一▶[P16](#)
- 擬音語・擬態語（オノマトペ）、世間一般であまり聞かないカタカナ英語は使わない▶[P17](#)
- 難しい文法は使わない▶[P17](#)
- 文化の違いを意識する▶[P19](#)

外国人住民を意識

- 読み手が必要な情報 [P18](#)
- リンクの設定 [P19](#)



言葉遣いの表記のルール

- 「～れる (られる) 」 → 「～する」
- 「～れる」など → 「～できる (ことができる) 」
- 「～い (き、し) 、…」など → 「～て (で) 」
- 「～しましょう」「～してください」 → 「～してください」
- 「原則として～」、「できるだけ」、「可能な限り」という表現 → 言い切りの形にする(例外があるときは例示するか「詳しくは聞いてください」とする)
- 「～には…しません」 → 「～に…します」
- 「～は～となる」「～を～とする」「～は～である」 → 「AはBです」で統一
- または (又は) → か、や □ もしくは(若しくは) → か、や
- より → から □ あたり(当たり) → で
- のみ → だけ □ 場合 → とき
- につき → で □ なお → (削除)
- にて → で □ および (及び) → (削除) や、(読点)
- (名詞・代名詞を修飾する文が長くなる時) → 分割もしくは修飾語を削除
- 和暦→西暦で統一 例) 平成 25 年⇒2013 年
- 時間は 24 時間表記 例) 午後 3 時⇒15:00
- 年度を用いるときは最初に言葉が出てきたときに年度の説明をする
例) 「平成 25 年度 (2013 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日まで) 」や、
「※年度とは、4 月 1 日から来年の 3 月 31 日のことです。」
- ￥マークは使わず、00 円という表記で統一 例) ￥100⇒100 円
- 金額を表記するときは「実際に支払う金額 (消費税などを含む) 」を明記する
例) 100 円 (消費税がかかります) ⇒108 円
- 無料のときは「0 円」と表記する (「無料」「タダ」という表現はしない)
- 例) 利用料金 : 無料 ⇒利用料金 : 0 円
書類名や建物名 (住所表記以外のとき) は『(二重括弧) 』でくる。人名や地名、国名などは必要に応
- じて『(二重括弧) 』でくる
例) 『戸籍全部事項証明書』、『ランドマークタワー』

太字は特に大切です。太字は守ってください。



1章 基準について

「『やさしい日本語』で伝える」は何ですか？

「『やさしい日本語』で伝える」は、ルールです。外国人住民のためにお知らせをするときに「やさしい日本語」でどのように伝えればいいのか分かります。このルールを使えば、すぐに「やさしい日本語」の文章を作ることができると思います。ぜひ「やさしい日本語」でお知らせしてください。



だれが作ったのですか？

私たちは「やさしい日本語」研究グループとルールについて話し合う会を立ち上げました。グループのリーダーは一橋大学の「いおりいさお」先生です。この会が「やさしい日本語」のルールを作りました。



どんな時に役に立ちますか？

このルールは Web でお知らせする時に一番役に立ちます。その時、文字の量は A4 サイズ一枚くらいの量がいいです。なぜなら、スクロールをあまりしないで読めるからです。また、必要最低限のことを伝えるためには A4 サイズ一枚くらいがよいと分かったからです。必要最低限のことは区役所の手続きやいつもの生活の情報などです。



「やさしい日本語」について話し合う会のメンバー

総務局危機管理課	国際局政策総務課	市民局広報課	市民局窓口サービス課
こども青少年局企画調整課	健康福祉局企画課	教育委員会事務局国際教育課	横浜市国際交流協会
総務局行政・情報マネジメント課	財政局税務課	資源循環局 3 R 推進課	教育委員会事務局指導企画課
中区総務課	中区区政推進課	中区地域振興課	鶴見区区政推進課
南区区政推進課			
<small>いおりいさお</small> 一橋大学 庵 功雄 教授	<small>いわたかすなり</small> 聖心女子大学岩田一成准教授	<small>まつしたたつひこ</small> 東京大学松下達彦准教授	



2章 「やさしい日本語」の知識と背景

「やさしい日本語」はどんなものですか？

「やさしい日本語」は機械的に分かりやすい日本語に言い換えるだけではできません。どうしたら外国人住民にわかりやすく伝えることができるかを考えて、文章の組み立て方を大きく見直します。また、外国人住民が必要な情報を追加します。こうした工夫で「やさしい日本語」ができています。

分かりやすい日本語への言い換え + 文章組み立て方を大きく見直す/必要な情報を追加

「やさしい日本語」はどうして必要なのですか？ 英語だけではいけないのですか？

これから住む国の言葉として日本語を学びたいと考えている外国人住民も少なくありません。しかし、仕事をしながら日本語教室に通って習得するには長い年月が必要です。だから、「やさしい日本語」は外国人住民にお知らせをする言葉として必要なのです。

また、外国人住民に伝えるなら英語を使えばいいと考える人は少なくありません。2012年に横浜市はインタビュー調査を行いました。調査の中で、「外国人は英語ができると思われるためか、英語で話しかけてくれるが母語でないため分からない」という外国人住民の意見がありました。ヨーロッパなどの多くの国の人は英語を話すことができます。

しかし、英語を話すことができても読むことができないとは限りません。他にも「前は英語ができたけど、日本語を学ぶうちに英語は忘れてしまった」という外国人住民もいます。このように、英語を読むことができない人は多いのです。

「やさしい日本語」を使うメリットは何ですか？

より多くの外国人住民にお知らせすることができる

2010年に「多言語広報指針」を定めました。「やさしい日本語」と6つの言葉（英語、中国語（簡体字・繁体字）、ハングル、スペイン語、ポルトガル語）でお知らせします。

横浜市に住んでいる外国人はおよそ8万6千人（2017年2月末現在）です。約160の国と地域から来ています。だから6つの言葉じゃない言葉を話したり、読んだりする人に「やさしい日本語」でお知らせしなければいけません。日本語を学ぶときにも「やさしい日本語」は役に立ちます。

「多言語広報指針」（一部抜粋）

この指針は、外国人住民等に対して、横浜市が情報提供を行う基準（対象、提供する情報の種類、言語等）を定めることにより、多言語による広報を積極的に行い、国際性豊かな多文化共生社会を実現することを目的とする。



外国語へ訳しやすくなります

例えば、日本語から英語に訳すときは、文法を整理してから訳した方が分かりやすくなります。

日本語の文法が難しいと英語にうまく訳すことができません。だから機械翻訳は、自分が思った訳とは違った訳になってしまうことがあります。やさしい日本語は、主語を補います。また、使う文法（P17・18を参照）も少ないです。

だからやさしい日本語から外国語への訳は分かりやすくなります。

日本語	やさしい日本語
15歳未満でない人は、申請の対象ではありません。	14歳以下の人は、申請の対象です。
↓	↓
Person not less than 15 years old, not a target application.	14-year-old following of people are subject to the application.

災害の時に役立ちます

いつも「やさしい日本語」を使うことで、災害の時に「やさしい日本語」を使うことができます。だから外国人住民が避難できるようになることが期待できます。

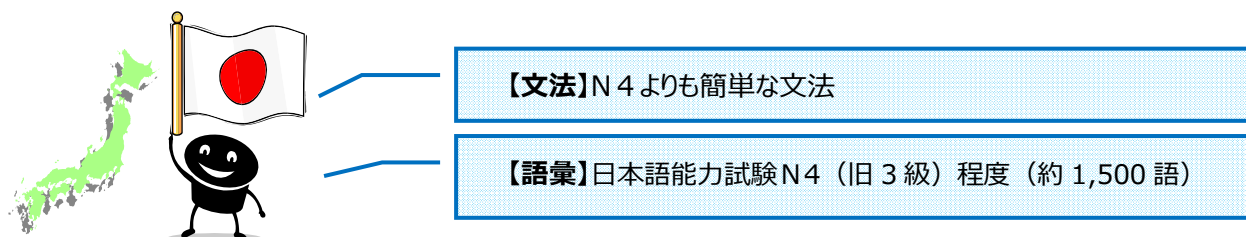


お知らせをするのが速くなる・誰でも外国人住民に情報発信できるようになる

外国語でお知らせをするときは訳さなければいけません。訳は翻訳会社をお願いすることが多いです。だから、訳を確認するまでに時間がかかります。やさしい日本語は自分で文を作ることができるのでお知らせをするのが速くなります。

誰に「やさしい日本語」で伝えるのですか？（伝えたい人は誰？）

この冊子は、外国人住民の中でも、日本語を学び始めた人に分かりやすく伝えるために作っています。しかし、横浜市「やさしい日本語」を読むためにはいくつか文法と語彙を知っている必要があります。私たちはその日本語能力を次のように考えています。



【文法】 N4 よりも簡単な文法

N4とは、日本語能力試験（※1）の認定レベルの1つです。この試験はどのくらい日本語ができるかを知ることができるテストです。認定レベルN4になる人は「基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる」くらいの日本語能力を持った人です。つまりN4の人は、ある程度の日本語能力があると言えます。

N4レベルになるにはたくさん勉強の時間が必要です。旧試験の3級（N4とだいたい同じレベル）には約300時間の学習が必要です。仕事や家事をしながら300時間、勉強するのは難しいです。だから横浜市の「やさしい日本語」を読むためにはN4よりも少し簡単な文法が分かる必要があります。（※2）

※1 国際交流基金と日本国際教育協会が行います。N1からN5までの認定区分があります。一番難しいのがN1です。一番やさしいのがN5です。

N4レベルの問題例「日本語能力試験」 www.jlpt.jp/samples/forlearners.html

※2 「やさしい日本語」の研究グループは日本語学習者が簡単に学べるように文法を「STEP1・2」にまとめました。

【語彙】 日本語能力試験 N4 程度（約 1,500 語程度）

やさしい日本語では読む人が分かる語彙を使わなければいけません。しかし、使うことができる語彙が少なすぎると、伝えたいことが表現できません。だから、使用できる語彙を決める必要があります。

N4レベルのおよそ1,500語です。これらの語彙は役所がつくる文書で使うことが多い語彙の80%を言い換えることができます。

残りの20%は、N4レベルの語彙で言い換えることが難しいです。だから同じ量の情報を伝えるためには、N1までの語彙（6,000語～10,000語）も使う必要があります。

しかし、N1までの語彙は難易度が高いです。だからそのまま使うと読むことができなくなる人が増えます。だから、N1までの語彙を使う時はN4程度の語彙で説明を付け加えます（※1）。

また、漢字の固有名詞にはルビを振った方がいいです。固有名詞以外の漢字は、適宜ルビを振るようにしてください。

※1 N1,N2の語彙と同じくらい難しい行政用語は、2017年3月31日までに、やさしい日本語で用語の説明文を作成する予定です。また行政用語の書き換えを支援するシステムを公開する予定です。

コラム やさしい日本語は日本語学習に役立つ

「やさしい日本語」を読むことは、学習者の日本語理解を深めることができます。

例えば、健康保険には「任意継続」という用語があります。これはやさしい日本語で「会社をやめた後も、自分の意志で会社の健康保険を続けること」と言い換えることができます。これによって「任意継続」を知らなかった日本語学習者が言葉の意味を理解できるようになります。



3章 見比べてみてください

左ページの A と右ページの B を見比べてみてください。

A

印鑑登録証明書について

■ 印鑑登録証明書をとるには

[印鑑登録証明書の申請書はこちらからダウンロードできます。](#) (PDF:115KB)

印鑑登録をすると、印鑑登録条例の第7条に基づき、「区長は、第6条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑登録証に登録番号を付して、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に交付する。」とあるため、これに基づいて印鑑登録証（カード）が発行されます。

[区役所登録担当窓口・行政サービスコーナー](#)窓口に、このカードをお持ちください。

申請書にご本人の「住所・氏名・生年月日」を記載し、印鑑登録証明書を請求してください。（郵送で請求することはできません。）

■ 法人の印鑑登録証明書

法人の印鑑登録に関する手続は地方法務局で行ってください。

■ 電話予約サービス

平日に電話で予約をすれば、印鑑登録証明書などを土・日曜日、祝日等や休日に指定窓口で受け取ることができるサービスです。サービスをご利用になりたい方は一度ご相談ください。

■ 広域証明発行

ヨコハマ市は他都市と連携して、広域証明発行サービスを行っています。

■ こんなときは

○登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたときは速やかに区役所登録担当に亡失届を提出してください。また、印鑑登録証を汚損または、き損したときは区役所登録担当に引替交付申請を行ってください。さらに、印鑑登録を廃止したいときは区役所登録担当に廃止申請を行ってください。なお、市内で引っ越しをしたときは印鑑登録証（カード）はそのまま使えます。

[印鑑登録証引替交付申請書・印鑑登録証亡失等届出書・印鑑登録廃止申請書・登録印鑑亡失届出書](#)はこちらからダウンロードできます。（PDF：100KB）



B

印鑑登録証明書について

■ 『印鑑登録証明書』

『印鑑登録証明書』は、家や車を買うときなどに必要な書類です。

◆ 証明書の発行（申請）の方法

- 申請できる人 印鑑登録をしている人（代理人でも可能）
- 申請するところ 住んでいる区の[区役所](#)「登録担当」、[行政サービスコーナー](#)
- 申請の時に持ってくるもの [申請書](#)（区役所にあります）(PDF:115KB)、印鑑登録証（カード）

◆ 発行にかかる手数料 300円（1通）

◆ [電話予約サービス](#)

平日に電話で予約をすると『印鑑登録証明書』などを土・日曜日、祝日や休日に指定窓口で受け取ることができます。利用したい人は[区役所](#)に聞いてください。

■ こんなときは[区役所](#)に聞いてください。

登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたとき、印鑑登録証を汚損やき損したとき、印鑑登録を廃止したいとき

※ 市内で引っ越しをしたときには印鑑登録証（カード）はそのまま使えます。

※上記内容は、実際に行われている印鑑登録証明書の発行手続きの内容ではありません。

いかがですか？

AもBも印鑑登録証明書について書いてありますが、どちらが分かりやすかったですか？

おそらくBの方が分かりやすいと感じたと思います。

Bが「やさしい日本語」の文章です。日本語を学び始めた外国人住民が理解しやすい文章になっています。

Bのような文章を作るために特に難しい知識や技術は必要ありません。

P3・4に「やさしい日本語」の重要なエッセンスが凝縮されています。

そこを読めば、皆さんはすぐに「やさしい日本語」の文章を作れるようになります。



4章 「『やさしい日本語』で伝える」活用方法

基本（「やさしい日本語」の伝え方を知りたい人へ）

3・4ページの基礎ポイントを解説。各ポイントは、別紙「『やさしい日本語』の例文集」に例文を収録しています。

1節 まずは伝えるべきメッセージを決め、情報の取捨選択をします

情報の正確性を求めるとき、文章は長くなりやすいです。文章が長くなると、読み手は読んでくれません。伝えるべきメッセージを絞り、読み手を想定して優先順位をつけ、情報の取捨選択を考えます。

表やイラストを除いた文字量をA4一枚（12ポイントで1,000字程度が目安）に収めることが重要です。

1 伝えるメッセージを絞る

「想定する読み手にどんな行動を促したいのか」という視点からメッセージをメモ帳に書きだしてみると整理しやすいです。

▶パターン：伝えたいことが絞れていないために長くなる文章（例文集 P14）

2 メッセージを伝える相手は外国人住民に特定する

読み手を絞って（外国人住民、企業・団体、マスコミなど）、他の読み手に向けた情報は全て削除します。

▶パターン：文書の読み手が1人に絞れていないために、長くなる文章（例文集 P13）

3 「読み手」の目線で情報を整理して伝える

「私たち」が伝えたい情報を書くだけでは、読み手がそれを読んでどうすればいいかわかりません。アピールするのではなく、「読み手」の目線で情報を整理して伝えることが大切です。

▶パターン：「私たちはこんな取組を行っています」というアピール文（例文集 P9）

4 優先順位の低い説明は削除

優先順位の低い説明は削除します。「詳しくは区役所まで」といった記載をするなどの工夫をするといいでしょう。

▶パターン：規則や法律の内容を過不足なく書いてしまい、非常に複雑な内容になっている文章（例文集 P9）



2節 4までできたら、どこに何が書いてあるかを分かりやすくします

情報の取捨選択ができれば、分かりやすい印象を与える工夫をします。一番伝えたいことは文章の最初に書きます。また、一文が長くならないようにナンバリングや箇条書きを行うことも大切です。

5 メッセージの結論や一番伝えたい部分は文章の最初に書く

一番伝えたいこと、結論は文章の最初に書きます。

また、重要情報（金額など）は、枠で囲うなど目立つ工夫をすることが大切です。

▶パターン：情報がいろんなところに広く散らばっているため、読み手が情報を読み取れない文章（例文集 P12）

6 付番・箇条書

長くなりそうな解説や手順、細則などを書くときは番号をつけます。対象者が複数いて、分けて説明が必要なときは箇条書で説明してください。

▶パターン：いろいろな内容が全て一文でつながる文章（例文集 P7）

3節 最後に文章の硬さを取るために文章表現を工夫します

行政の文章は硬い印象を読み手に与えることが多いです。内容が専門的だからです。複雑な表現はせず、読み手が理解しやすい語彙や表現を使ってください。文で説明できる(複合)名詞は文に直します。

7 複雑な表現は要点を整理

複雑な文章表現はポイントを整理して作り直します。

（例：「15歳以上は申請の対象です。」⇒「15歳未満は申請の対象ではありません。」）

▶パターン：行政によくある複雑な表現をそのまま載せているために読み手が理解できない文章（例文集 P9）

8 名詞句は文に

名詞や複合名詞（例：「水分補給は熱中症予防に有効です。」）は、なるべく文（例：「水をたくさん飲んでください。熱中症の予防になります。」）で表したほうが伝わりやすいです。

▶パターン：文で表現できることを(複合)名詞化することで読み手に伝わりにくくなる文章（例文集 P8）

9 メリット・デメリットを伝える（抽象的な表現はせず、具体的に）

体的にします。制度の説明はメリットとデメリットを簡潔に伝えることが大切です。

▶パターン：制度を抽象的に説明しているため、読み手が必要な情報をとれない文章（例文集 P12）



応用（より伝わる「やさしい日本語」の伝え方を知りたい人へ）

ここでは、P3・4のポイントの内、応用的なものについて、解説します。文法の制限やカタカナ語の制限などもありますが、ここまでできればより伝わりやすい文章を書けるようになります。

4節 情報をさらに取捨選択する

10 一文＝一義

一つの文につき、一つの意味にし、文章は短くしてください。日本語にまだ不慣れな人にとって一文の中から複数の意味をつかむのは、難しいです。

▶パターン：一文に複数の意味が含まれている文章（例文集 P9）

11 例は3つまで

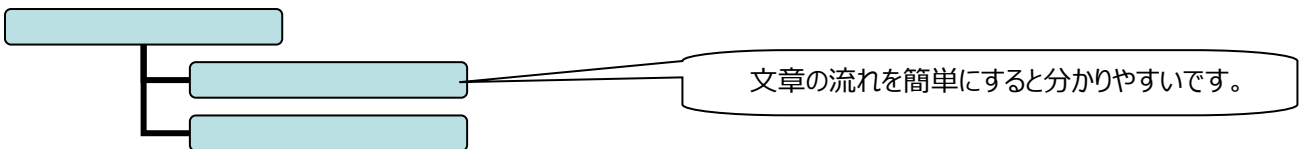
例が多数あるときは、頻度が高い例1つから3つ程度に限定して書きます。また、無数に例があって紹介しきれないとき（本人確認書類など）は、いくつか絞って例示してください。例示がないと、内容を理解できても実感はしづらいです。

▶パターン：例が多い文章（例文集 P8）

5節 どこに何が書いてあるかをより分かりやすくする工夫

12 文書の流れを明確に

文書は文の集まりです。各文が分かりやすくて、文書の流れが複雑だと情報を探しにくくなります。樹形図を使い、文章の流れを整理して書いてください。



▶パターン：文章内のつながりが悪く、流れがつかみにくい文章（例文集 P7）

13 注釈を使いこなす

星印や※印を利用して読み手が主文と注釈などを区別できるようにします。

▶パターン：注釈などが主文の中にあり、読み手に一番伝えたい部分が伝わりにくい文章（例文集 P14）



14 イラストや表を活用する

日本語が読めない方でもイラストや表などで意味を理解できることがあります。ただし、イラストなどは文化の違いによって違った意味に解釈されることがあります。また、場所を示すときはできるだけ地図を活用してください。



(例)寿司・鮨

▶パターン：文字だけでは説明しづらい文章（例文集 P11）

15 関連情報は近くに

書類名が文章中に出てきたらその都度、ダウンロードのリンクを貼るようにし、関連情報は同じところにまとめて書くようにしてください。

▶パターン：ダウンロードする書類のリンクが一箇所にまとまっている文章（例文集 P8）

6節 柔らかい印象にする工夫

16 話し言葉調で

文書を書くときは柔らかい表現で（話し言葉調の平易な言葉で）伝えるのがいいです。※ 日本語の中で訓読みでなく、音読みで読まれる語（例：「火事」）。

▶パターン：硬い印象を与える専門用語や漢語(※)、丁寧すぎる敬語など（例文集 P10）

7節 一文の中の工夫

17 重複は避ける

重要情報でない限り重複は避けてください。

▶パターン：何度も同じ内容が繰り返され、読み手にとって負担になっている文章。（例文集 P11）

18 主語は書く

主語は明示してください。しかし、「あなた」は文書の中で頻出する主語なので省略してもかまいません。「あなた」は強調したいときだけ書いてください。

▶パターン：主語がない文章。英語などは主語を省略しないことが一般的です。（例文集 P10）

19 読み手目線で主語を統一

文中で主語が異なると、理解しづらいです。読み手目線で主語を統一してください。

▶パターン：例えば前半は「役所」が主語なのに、後半は「市民」が主語になるような複文（例文集 P9）



20 「類義語」は平易な一語に統一

「相談する、確認する、問い合わせる」は「聞く」で統一するなど工夫をしてください。日本語は他の言語に比べ、細かいニュアンスを伝えるために似たような意味の言葉がいろいろあります。日本語の初級学習者が細かい意味の違いを理解するのは難しいです。

▶パターン：類義語が多い文章（例文集 P10）

21 擬音語・擬態語（オノマトペ）、世間一般であまり聞かないカタカナ英語は使わない

制度の名前（「訪問介護ステーション」など）や世間一般で聞くものを除き、カタカナ語は言い換えてください。それが難しいときは、言葉の説明をします。世間一般で聞くカタカナ語でも、和製英語は使わないでください。例：×インフラ（英語で“infra”「下に」の意味）○インフラストラクチャー

▶パターン：擬音語・擬態語（オノマトペ）、日本語独自の意味を持っているカタカナ語（例文集 P13）

22 難しい文法は使わない

次の文法は初級日本語学習者がまだ学んでいない文法です。これらの文法は言い換えてください。

- ◆ 「～れる（られる）」〈受身文〉→「～する」〈能動文〉

（例文）記赦（きしゃ）された腕章が貸与されます （書き換え文）記した腕章を貸与します

- ◆ 「～れる」など〈可能動詞〉→「～できる（ことができる）」

（例文）子育ても楽しめます。 （書き換え文）子育ても楽しむことができます。

- ◆ 「～い（き、し）、…」〈連用中止法〉など→「～て（で）」〈テ形接続〉

（例文）未然に防ぎ、被害の軽減を… （書き換え文）未然に防いで、被害の軽減を…

- ◆ 「～しましょう」「～してください」→「～してください」

（例文）日光を浴びないようにしましょう。 （書き換え文）日光を浴びないようにしてください。

- ◆ (1)原則として～(2)できるだけ(3)可能な限り、という表現は言い切りの形にする（例外があるときは、例示するか「詳しくは聞いてください」とする）。

（例文）1回の利用期間は原則として7日以内です。

（書き換え文）1回の利用期間は7日以内です（例外があります。詳しくは聞いてください）。

- ◆ 「～には…しません」〈排他文(二重否定を含む。)〉→「～に…します」

A （例文）使わないというわけではありません。 （書き換え文）使うことがあります。

B （例文）～未満の方には適応しません。 （書き換え文）～の方に適応します。

C （例文）～以上のものは対象外です。 （書き換え文）～が対象です。

- ◆ 「～は～となる」「～を～とする」「～は～である」〈名詞述語文（形容動詞も含む。）〉→「AはBです」で統一

A （例文）飼育は、…近隣者に迷惑となります。 （書き換え文）飼育は近隣者に迷惑です。

B （例文）…の耐震補強工事を対象とします。 （書き換え文）…の耐震補強工事が対象です。

C （例文）この施設は、市が国の補助によって建設した公共施設である。

（書き換え文）この施設は、市が国の補助によって建設した公共施設です。



- ◆ (名詞・代名詞を修飾する文が長くなるとき) (連体修飾)→分割もしくは削除
 (例文) 市民相談センターにおいて、以下に掲げる事例のような「どこに相談したらいいかわからない。」という
 日常生活における法的な困りごとについて…

 (削除例)市民相談センターにおいて、日常生活における法的な困りごとは…

 (分割例)市民相談センターにおいて、以下の事例のような日常生活における法的な困りごとは…

◆ 助詞・接続詞などの言い換え

または (又は)	→	か、や	提供 または 使用⇒提供 や 使用
より		から	理由に より ⇒理由 から
のみ		だけ	法人 のみ ⇒法人 だけ
につき		で	好評に つき ⇒好評 で
にて		で	明細票 にて ⇒明細票 で
もしくは(若しくは)		か、や	策定 もしくは 改定⇒策定 や 改定
あたり(当たり)		で	1世帯 あたり ⇒1世帯 で
場合		とき	場合 があります⇒ とき があります。
なお		(削除)	なお 、この制度が⇒この制度が
および (及び)		(削除) や、(読点)	加入した人 及び 、75歳になる人 ⇒加入した人、75歳になる人

8節 外国人住民を意識した工夫

23 読み手が必要な情報

例えば、外国人住民に本人確認資料を示すとき、運転免許証でなく在留カードを示すなど、外国人に向けた内容にすると分かりやすくなります。(例文集 P7)



24 文化の違いを意識する

国によって制度が大きく異なるとき (教育制度、健康保険制度など) や、日本独特の文化は、説明を追加しましょう。次のような概念はあらかじめ書き方を統一してください。(例文集 P12)

◆ 時間について

A 和暦→西暦で統一 例) 平成 25 年⇒2013 年

B 時間は 24 時間表記 例) 午後 3 時⇒15:00

C 年度を用いるときは最初に言葉が出てきたときに年度の説明をする。

例) 「平成 25 年度 (2013 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日まで)」や、「※年度とは、4 月 1 日から来年の 3 月 31 日のことです。」



◆ お金について

A ¥マークは使わず、00円という表記で統一 例) ¥100⇒100円

B 金額を表記するときは「実際に支払う金額（消費税などを含む）」を明記する。

例) 100円（消費税がかかります）⇒108円

C 無料のときは「0円」と表記する（「無料」「タダ」という表現はしない）

例) 利用料金：タダ ⇒利用料金：0円

◆ 固有名詞について

書類名や建物名（住所表記以外するとき）は『(二重括弧)』でくる。人名や地名、国名などは必要に応じて『(二重括弧)』でくる。

例) 『戸籍全部事項証明書』、『ランドマークタワー』

9節 WEB ページのときの工夫

25 リンクの設定

Web ページで伝えるときはリンク先にも注意が必要です。リンクを設定するときはリンク先のページが分かりやすいかどうかを考えてください。分かりやすいかの基準は「漢字にルビを振っているかどうか」で判断しましょう。漢字にルビがないものでも重要な情報をもつリンク先は必要な部分だけを抜粋してやさしい日本語で書き換えると分かりやすいです。(例文集 P10)



語彙（行政がよく用いる用語をやさしくしたい時）※五十音順

行政がよく用いる用語を「やさしい日本語」を用いて作成した語訳の一覧です（29年4月現在で562語彙を収録）。

語訳の共通したルールなどは一覧の後に解説しています。

	No	ごい 語彙	いみ 意味
あ	1	あお 青パト	あおいろ くるま み まわ 青色のライトをつけた車でパトロールする（見て回る）こと
	2	あか きょうしつ 赤ちゃん教室	はじめて赤ちゃんを生んだお母さんと赤ちゃんが集まることができること。 ほか お母さんと知り合ったり、子育て（子どもを育てること）について情報を知ることができます
	3	ある 歩きたばこ	ある とき す 歩いている時にたばこを吸うこと
	4	あんしゅうばんごう 暗証番号	あなたが決める秘密の番号です。電子証明（No.351）を使うときに必要です。
	5	あんしん電話	家で急に体調が悪くなった時、すぐに家族や近所の人にお知らせする機械。一人ぐらしの障害がある人やおとしよりの人が、使います。
	6	あんびかくにん 安否確認	生きていますかどうか、ケガをしていないかを調べること
い	7	いくじ きょうしつ 育児教室	お父さんお母さんが、子どもを育てるためのことを教えてもらったり、他のお父さんお母さんと話ができます
	8	いくじ こうざ 育児講座	子どもを育てるために役立つ話を聞くことができます。子どもの年にあわせてご飯や遊び方など
	9	いくじ しえん せんたー えん 育児支援センター園	子育て（子どもを育てること）について困ったことを相談（聞くこと）ができます。小学生より小さい子どもがいる人は使うことができます。
	10	いくじ そうだん 育児相談	子どものことで心配なことがある時、相談（聞くこと）ができます。保育所や役所に行って相談できます。電話でも相談できます。
	11	いくせい いりょう 育成医療	17歳までの子どもの病気を治す時に払うお金が少なくなります。役所がお金のほとんどを出してくれます。全部の病気やけがではありません。
	12	いぞく きそ ねんきん 遺族基礎年金	こどもがいる人が死んだとき、家族がもらいます。もらえないときもあります。
	13	いちじ たりょう 一時多量ごみ	いちど で 一度にたくさん出るごみ
	14	いちじほいくじぎょう 一時保育事業	しょうがっこう はい まえ こ ほいくえん すこ あいだ あず せわ 小学校に入る前の子どもを保育園に、（少しの間）、預ける（世話をしてもらう）ことができます
	15	いちぶたんきん 一部負担金	こくみん けんこう ほけんしやう けんこう ほけんしやう つか びょういん やっきやく い はら かね 国民健康保険証や健康保険証を使って、病院や薬局へ行ったらときに払うお金のことです。



No	こい 語彙	いみ 意味
16	いどう 異動	じゅうしょや なまえが 変わった時や、生まれた時、死んだ時など、前から 変わる こと。仕事をするところの 健康保険をやめたり、はいったりすることなど。
17	いにてんじょう 委任状	てつづき 手続（あなたがやらなければいけないこと）を他の人（ほかひと）にお願いする時に書く書類（しよるい）（紙）
18	いりよう えんじふ 医療援助	くに 国などが病院や薬のお金をだすこと。人によって、わりあい（%）が違います。
19	いりようきゅうふ 医療給付	なんびょう 難病などで病院に行った時、払うお金が安くなる（やす）ことがあります。
20	いりよう きゅうふ せいど 医療給付制度	びょうきやけがの時に、国（くに）や市（し）のお金で病院に行くことができる制度（きまりごと）（きまりごと）。
21	いりようひごころじよ 医療費控除	じぶんや かぞく 自分や家族のために病院のお金を払った（はら）とき、所得税（しよとくぜい）が安（やす）くなること
22	いりようひ しきゆう しんせい 医療費支給申請	びょういん やつやく 病院や薬局で払った（はら）お金が戻（もど）ってきます。役所（やくしよ）で手続（てつづき）します。
23	いんえい 印影	かみ お 紙（かみ）に押（お）したはんこの形（かたち）
24	いんかん しようめいしよ いんかん とうろく しようめいしよ 印鑑証明書（印鑑登録証明書）	あなたのはんこがあなたのものである（しよるい）（かみ） ことを証明（しょうめい）する（わかるようにする）書類（しよるい）（紙）
25	いんかん とうろく いんかん しようめい 印鑑登録（印鑑証明）	あなたのはんこがあなたのものである（やくしよ）（とうろく） ことを役所（し）に登録（とうろく）する（知らせる）こと
26	いんかん とうろくしよ 印鑑登録証	いんかん とうろくしよめいしよ 印鑑登録証明書（No.24）をもらうためのカード。印鑑登録（いんかん とうろく）した時（とき）にもらいます。
27	いんかん とうろく しよ ぼうしつ とどけ 印鑑登録証亡失届	いんかん とうろく しよ 印鑑登録証（No.26）をなくした（なく）ことを役所（やくしよ）に知らせる書類（しよるい）（紙）
28	いんかん とうろく はいし しんせい 印鑑登録廃止申請	いんかん とうろく 印鑑登録（No.25）をやめたい（やくしよ）（し） ことを役所（し）に知らせること
う	うんちん 運賃	ちかてつ の バスや地下鉄（ちかてつ）に乗（の）るときに払（はら）うお金（かね）
30	うんてんめんきょしよ じどうしゃ うんてん めんきょしよ 運転免許証（自動車運転免許証）	くるま うんてん 車を運転（くるま）してもよい（わ）ことが分かるカード。本人確認書類（ほんにん かくにん しよるい）（しりよう）（資料）（No.518）のひとつです。
え	えいぎょうきょか 営業許可	た もの みせ はじ 食べ物（た もの）のお店（みせ）を始めて（はじ）いいよ、ということ
32	えいぎょうきょかしよ 営業許可証	た もの みせ はじ 食べ物（た もの）のお店（みせ）を始めて（はじ）いいよ、という書類（しよるい）（かみ）（紙）
33	えいぎょうきょか しんせい 営業許可申請	た もの みせ はじ 食べ物（た もの）のお店（みせ）を始める（はじ）ための手続（てつづき）
34	えいぎょうきょか しんせいしよ 営業許可申請書	た もの みせ はじ 食べ物（た もの）のお店（みせ）を始めて（はじ）いいですか、という書類（しよるい）（かみ）（紙）
35	えき じむしつ 駅事務室	えき じごと 駅（えき）で仕事（じごと）している人（ひと）がいるところ。忘れ物（わすれもの）をした時（とき）や困（こま）った時（とき）に相談（そうだん）できます。



No	こい 語彙	いみ 意味
36	えきじょうか 液状化	じしん じめん かたち か あな あ みず で 地震で地面の形が変わったり、穴が開いたり、水が出たりすること
お	おういん 押印	かみ お はんこを紙に押すこと
38	きゃくさま お客様サービスセンター	か と き よこはま あそ と き そうだん きっぷを買う時や横浜で遊ぶ時に相談できます。
か	かいがいがいりょうようひ 海外療養費	がいく びょうき びょういん い ひと かね 外国で病気やけがをして病院に行った人がもらえるお金。 こくみんけんこうほけん はい びょうき なお がいく い ひと 国民健康保険に入っていないければなりません。病気やけがを治すために外国に行った人はもらえません。
40	かいご 介護	ふだんの生活にたすけがする人の世話をすること
41	がいこくじんとうろく 外国人登録	にほん す がいく じん じゅうしょ とうろく し ねん 日本に住む外国人が住所などを登録する（知らせる）こと。2012年になくなりました。
42	がいこくじんとうろくしゅうめいしょ 外国人登録証明書	がいこくじんとうろく がいく じん ねん ざいりゅう とくべつ えいじゅうしゃ しゅうめいしょ か 「外国人登録」をした外国人がもつカード。2012年から在留カード（No.179）が特別永住者証明書（No.368）に変わりました。
43	がいこくせき 外国籍	にっぽん いがい こくせき も 日本以外の国籍を持っていること
44	かいご 介護サービス	かいご ほけん つか 介護保険で使うことができるサービスです。 いえ つか がいご サービス み まわ せわ しせつ う 家で使うことができるサービス（身の回りのお世話など）、施設で受けることができるサービスなどがあります。
45	かいご しえん せんもんいん 介護支援専門員	「ケアマネージャー」（No.107）のこと
46	かいごしゃ 介護者	かいご せいかつ せわ ひと 介護（生活の世話）をする人
47	かいごふじよ 介護扶助	せいかつ ほご ひと がいご せいかつ せわ ひつよう う 生活保護をもらっている人が介護（生活の世話をする）が必要になったときに、サービスを受けられます。
48	かいごほうしゅう 介護報酬	おとしよりの世話をする仕事でもらえるお金
49	かいごほけん 介護保険	とし せいかつ と き う せいど き かね だ あ 年をとって生活ができなくなった時、いろいろなサービスが受けることができる制度（決まりごと）。みんなでお金を出し合います。
50	かいご ほけん 介護保険サービス	かいご 「介護サービス」（No.44）のこと
51	かいごほけんしよ 介護保険証	かいごほけん はい しやうめい 介護保険に入っていることを証明する（わかるようにする）カード
52	かいごほけんせいど 介護保険制度	き 決まりごとです。年をとって生活ができなくなったときに、いろいろなサービスが受けることができます。みんなでお金を出し合います。
53	かいごよぼう 介護予防	とし げんき 年をとっても、元気でいられるようにすること



No	こい 語彙	いみ 意味
54	かいごほぼうじぎょう 介護予防事業	かいごほぼう べんきょうかい たいそう きょうしつ 介護予防のため、勉強会や、体操の教室などをやります。
55	かいしりゆう 回収	あつ 集めること
56	かいじよきぐ 介助器具	ほちよきき みみ め わる ひと つか どうぐ 補聴器やメガネなど、耳や目などが悪い人が使う道具
57	かいそく うんてん 快速運転	はや でんしゃ と えき 速い電車。止まらない駅があります。
58	かいちりゆうび 開庁日	やくしょ あ ひ 役所が開いている日
59	かたく 家屋	いえ たてもの 家や建物など
60	きん がく (金) 額	お金がいくらかということ
61	がくせいのおふくぐれい 学生納付特例	かね すく がくせい こみんねんきん かね ほん てつづ お金が少ない学生は国民年金のお金を払わなくてもいいです。手続きをしなればいけません。
62	かくていしんこしよ 確定申告書	しよとくせい ほん き しよるい かみ 所得税をいくら払うかを決める書類（紙）
63	がくどうほいく 学童保育	じゆぎやう 小学生が授業が終わったあと、仕事をしている親（お父さん、お母さんなど）がむかえに来るまで自分の家の代わりにいることができること。 せしやをする人もいて、みんなで遊んだり、宿題をしたり、おやつを食べたりして一緒にいろいろなことをします。
64	かぜい 課税	やくしょ ぜいきん き 役所が税金を決めること
65	かぜいしよめいしよ 課税証明書	ねんかん しよとく じゆうみんぜい しよるい かみ こてい しさんぜい 1年間の所得と住民税をわかるようにする書類（紙）。固定資産税のものもあります。
66	かぜい ひようじゆがく 課税標準額	ぜいきん けいさん ちと きんがく 税金がいくらになるかということ計算するための基の金額
67	かそう まいそう きよかしやう 火葬（埋葬）許可証	し ひと や う しよるい かみ しほつとどけ だ やくしょ 死んだ人を焼いたり埋めたりしてもよいことがわかる書類（紙）。死亡届（No.215）を出すと役所でもらえます。
68	がくく つうがく くいき 学区（通学区）	す ばしよ にゆうがく しやうがっこう ちゆうがっこう き ばしよ ちいき 住んでいる場所で入学する小学校と中学校が決まっています。その場所（地域、エリア）のこと
69	がっこう うんえい きよさぎかい 学校運営協議会	がっこう ちか す ひと がっこう こ おや とう かあ 学校の近くに住んでいる人や、その学校の子どもの親（お父さん、お母さんなど）などが、よい学校にするために話し合う会
70	がっこう かいほう 学校開放	がっこう ちか す ひと がっこう たいいくかん こうてい きょうしつ つか 学校の近くに住んでいる人などが、学校の体育館やグラウンド（校庭）、教室などを使うこと
71	がっこう 学校カウンセラー	こころ わ ひと ふとうこう ぼうりやく ちから ことば ひと こま とき こ どもや おおさん おおさんのお話を聞いてくれます
72	がっこう きゅうぎやうび 学校休業日	がっこう やす ひ とうび にちゆうび なつやす 学校が休みの日。土曜日、日曜日、夏休みなど



No	こい 語彙	いみ 意味
73	かてい 家庭ごみ	いえ で 家から出るごみ
74	かてい しえん そつだん 家庭支援相談	こ そだ ひと そつだん き あか さい こ 子どもを育てている人が相談（聞くこと）ができます。赤ちゃんから18歳までの子どもについてです。
75	かてい きほいくじぎょう 家庭の保育事業	よこはまし き ひと かていほいくふくしん いえ さい こ にんあず せわ 横浜市が決めた人（家庭保育福祉員）の家などに、0～2歳の子どもを3～5人預ける（世話をしてもらう）ことができます
76	かていほいくふくしん 家庭保育福祉員	よこはまし き ひと しかく ひと ひと いえ さい こ にんあず せわ 横浜市が決めた人（資格がある人）。その人の家などに、0～2歳の子どもを3～5人預ける（世話をしてもらう）ことができます。
77	かあ ねんきん 寡婦年金	おつ し とし つま 夫が死んだ時、妻がもらえるかもしれません。もらえないときもあります。
78	かんきょうえいせい 環境衛生	まわ くわき みず 周りの空気・水などをきれいにすること
79	けんしん がん検診	し し ひょうき はや からだ がん（死ぬかもしれない病気）を早くみつけるために体をみてもらうこと
80	かんこうしほっこう 官公署発行	やくしょ だ しよるい かみ 役所が出した書類（紙）
81	かんこう しゅうゆう 観光スポット周遊バス「あかいくつ」	よこはまし かんこう ほん い ちゅうかがい い 横浜市の観光ポイントを走るバスです。みなとみらいに行くバスと中華街などに行くバスがあります。
82	かんさつ 鑑札	いぬ とうろく しようめい くびわ ちい ふだ いぬ か とうろく 犬を登録したこと証明です。首輪につける小さな札です。犬を飼うときは登録しなければいけません。
83	かんせんしやう たいさく 感染症（対策）	ひと ひょうき 人にうつる病気
84	かんぷきん さぎ 還付金詐欺	くやくしょ ひと い かね もど かい い かね と はんざい わる 区役所の人だと言って「お金が戻ってくる」とうそを言って、お金を取る犯罪（悪いこと）
85	かんしん 感震ブレーカー	じしん いえ でんき と きかい 地震のときに家の電気が止まるようにする機械
き	きさん 起算	ひ かぞ 〇〇した日から数えること れい にゅうこく ひ きさん 例：入国した日から起算して
87	きつえんきんしちく 喫煙禁止地区	そと す 外でタバコを吸うことができないところ
88	きゅうえんぶつし 救援物資	さいがい ばいしょ おく た もうふ くすり 災害があった場所へ送る食べものや毛布、薬など。
89	きゅうじつ きゅうかんしんりのりよじょ 休日急患診療所	にちようび しゅくじつ がつ にち がつ にち い ひょういん ないか しやうにか 日曜日、祝日、12月30日～1月3日に行くことができる病院。内科と小児科があります。10：00～16：00までです。
90	きゅうじつ ほいく 休日保育	にちようび しゅくじつ こ はず とう かあ しごと せわ とま つか 日曜日や祝日に子どもを預けること。お父さんやお母さんが仕事などで世話ができない時に使うことができます。
91	きゅうよ しょとく 給与所得	きゅうよ きゅうりやう ぶん しょとく 給与（給料やボーナスなど）の分の所得



No	こい 語彙	いみ 意味
92	きょういく そうごう そうだん 教育総合相談センター	いじめ ふとうこう こま とき はなし たす ちから か いじめ、不登校などで困った時に話をきいて、助けてくれる（力を貸してくれる）ところ
93	きょういく そうだん いん 教育相談員	とう かあ こ がつこう そうだん き ひと く やくしょ お父さんやお母さんが、子どもの学校のことを相談（聞くこと）ができる人です。区役所にいます。
94	きょうけんびょう 狂犬病	ひと どうぶつ ひょうき ひと きょうけんびょう し 人にも動物にもうつるこわい病気。人が狂犬病になると死にます。
95	きょうけんびょう ぼうちゆうしや 狂犬病予防注射	きょうけんびょう いぬ う ちゆうしや 狂犬病にならないように、犬が受ける注射です。
96	きょうじょ 共助	さいがい たす あ 災害のときのためにみんなで助け合うこと。
97	きたくかいにえんしんじょうしや 居宅介護支援事業者	おとしよりの生活についての仕事をする人。計画をたてます。
98	きんえん しえん やつぱく 禁煙支援薬局	ひと そうだん くすりや ひょういん おし たばこをやめたい人が相談できる薬屋さん。病院も教えてくれます。
99	きんえんそうだん 禁煙相談	そうだん き ほうほう し タバコをやめたいときに相談（聞くこと）ができるところです。タバコをやめる方法を知ることができます。
100	きんきゆうほく 緊急保育	こま とき しょうがっこう はい まえ こ ほしくじょ にち あず せわ 困った時に、小学校に入る前の子どもを保育所で（14日まで）、預ける（世話をしてもらう）ことができます。 とう かあ かあ きゆう ひょうき にゅういん とき お父さんやお母さんなどが急に病気になって入院しなければならぬ時など
101	きんし くいき 〇〇禁止区域	〇〇してはだめなところ
く	くいきがい しゅうがくとどけ 区域外就学届	よこはまし す こ こくつ しりつ しょうがっこう かよ やくしょ だ しよるい かみ 横浜市に住んでいる※お子さんが、国立や私立などの小中学校に通うときに役所に出す書類（紙） じゅうみんどうろく ※住民登録がある
103	グリーンライン	なかやま えき ひよしえき い よこはまし ちかてつ みどり せん 中山駅から日吉駅まで行く横浜市の地下鉄。緑の線です。
104	くんれん かいじょきぐせいせいど 訓練・介助器具助成制度	よこはまし す さい しょうがい こ ほちょうき か とき やす てつづき 横浜市に住む17歳までの障害のある子どもは、補聴器やメガネなどを買う時に、安くなります。手続しなければなりません。収入が多い人は安くなりません。
け	ケアハウス	ひとり せいかつ しんぱい せわ ひと さいじょう やす す しせつ しょくじ ふろ 一人で生活することが心配で、世話をする人がいないおとしより（60歳以上）が安く住むことができる施設。食事がつきます。お風呂があります。
106	ケアプラン	かいご けいかく つか つか いっしょ かんが 介護サービスの計画です（どのサービスを使いますか、どれだけ使いますか）。ケアマネージャーと一緒に考えます。
107	ケアマネジャー	おとしよりの生活についての仕事をする人。計画をたてます。
108	けいじどうしゃ 軽自動車	660ccより小さい車
109	けいじどうしゃぜい 軽自動車税	けいじどうしゃ ひと はら しぜい 軽自動車などを持っている人が払う市税



No	こい 語彙	いみ 意味
110	けいとう 系統	ばんごう バスの番号
111	けいろう 敬老パス	よこはまし ちかてつ なんがい の ねんかん つか 横浜市内のバスと地下鉄などに何回でも乗ることができるカード。1年間使うことができます。 よこはまし す さい かね ばら 横浜市に住んでいたら、70歳からもらうことができます。このカードをもらうためには、お金を払うときがあります。
112	けいろ じこく ひよびんさく 経路時刻表検索システム	よこはまし ちかてつ い かた じかん しら 横浜市のバスや地下鉄での行き方や時間を調べるシステム
113	けこん しょうめいしょ 結婚証明書	こんいん しょうめい しよるい かみ 「婚姻 (No.166) していること」を証明する (わかるようにする) 書類 (紙)
114	げんがく 減額	ぜいぎん やす 税金を安くすること
115	げんがくそち 減額措置	やくしょ ぜいぎん やす 役所が税金を安くすること
116	げんさいこうどう 減災行動	さいがい こま へ おこな 災害のときに困ったことを減らすために行うこと。
117	けんぜい 県税	けん ばら ぜいぎん 県に払う税金
118	げんせんちようしゅうひょう 源泉徴収票	ねんかん きゅうりょう ねんきん ばら ぜいぎん か しよるい かみ 1年間にもらった給料や年金と、払った税金を書いた書類 (紙)
119	けんばいき 券売機	か きかい きっぷを買うことができる機械
120	けんみんぜい 県民税	けん じゅうしょ ひと かいしゃ ばら けんぜい 県に住所がある人や会社などが払う県税
こ	こういきひなんばしょ 広域避難場所	じしん おおかし いのち まち に 地震での大火事から命を守るために逃げるところ
122	じゅうみんひょう こういき こうふ (住民票の) 広域交付	じゅうみんひょう す やくしょ 住民票 (No.234) を住んでいないところの役所でもらうこと
123	こうがいかいご 高額介護サービス	ようかいご にんてい う ひと かいご ほけん う つき き かね ばら とき かね もど 要介護認定を受けている人が、介護保険サービスを受けて、月に決まったお金よりたくさん払った時、お金が戻ってきます。
124	こうがく りょうりょうひ 高額療養費	こくみん けんこう ほけん はい ひと ひょういん やつぎやく い ばら かね つき き きんがく かせ 国民健康保険に入っている人は、病院や薬局へ行ったとき、払ったお金が、月に決まった金額をこえると、こえた金額が返ってきます。 かせ かね かく やくしょ し 返ってくるお金があるときは区役所からお知らせがあります。
125	こうかしようめい 公課証明	こてい じしん かせい たいちよう か しよるい かせい せいぎく 固定資産課税台帳に書いてあることを証明する (わかるようにする) 書類 (紙)。税額がわかります。
126	こうき こうれいしゃ いりよう せいど 後期高齢者医療制度	さいいじょう ひと さい さい しよがい ひと せいど き ひょういん やつぎやく い ばら かね すく 75歳以上の人や、65歳から74歳で障害がある人のための制度 (決まりごと)。おとしよりが病院や薬局に行ったら、払うお金が少なくなります。
127	こうき こうれいしゃ いりよう ひほけんしゃ しょう 後期高齢者医療被保険者証	こうきこうれいしゃいりようせいど はい しよるい 後期高齢者医療制度に入っていることを証明する (わかるようにする) カード



No	こい 語彙	いみ 意味
128	こうきょうしよくぎょあんていじょ 公共職業安定所 (ハローワーク)	しごと さが 仕事を探すことができます。 しつぱうほけん てつづ 失業保険の手続きもできます。
129	こうけんにん せいねんこうけんにん 後見人 (成年後見人)	せいねんこうけん せいど き か ひと 成年後見制度 (No.293) で決めたあなたの代わりの人
130	こうじょ 公助	さいがい やくじょ おこな きゅうじょかつどう ひなん ほしよ ようい 災害のときのために、役所が行うこと。救助活動や避難場所の用意など。
131	こうせいりょう 更生医療	しんたいしやうがいしやてちやう も ひと てちやう か しやうがい ひやういん 身体障害者手帳を持っている人が、手帳 (ノート) に書いてある障害を病院でみてもらいます。
132	こうせいねんきん 厚生年金	かいしや はたら ひと かにやう 会社で働いている人などが加入します。
133	こうつうけい 交通系ICカード (PASMO・Suicaなど)	ちかてつ の つか ばすも すいか 地下鉄やバスに乗るときに使えるICカード。PASMOやSuicaなどがあります。
134	こうていきりやうほけん 公的医療保険	ほけん はい ひやうき とし はら かね すく にほん ひと はい この保険に入っていると病気がけがを なおす時に払うお金が少なくなります。日本では、すべての人が入ります。
135	こうてき こじん にんしやう 公的個人認証	でんし しやうめい 電子証明 (No.351) のこと
136	こうふ 交付	やくじょ だ しよるい かも 役所が出した書類 (紙) やマイナンバーカード (No.522) をもらうこと
137	こうれいしやきやくたい 高齢者虐待	おとしりをいじめること。ぼうりやく せわ おとしりをいじめること。暴力をしたり、世話をしなかったり、おとしりが困ることをすること。
138	こうれいじゆきやうしやしやう 高齢受給者証	びやういん やつきやく はら おかね か かみ けんこうほけん はい さい さい ひと 病院や薬局で払うお金のわりあい (%) が書いてある紙。健康保険に入っている70歳から74歳までの人がもらいます。
139	こうれいしやうがいしえんか 高齢障害支援課	くやくじょ まどぐち ひと しやうがい ひと そうだん 区役所の窓口の一つ。おとしりや障害がある人のことについて相談できます。
140	こがたかでん 小型家電	ちい かていよう でんき せいひん けいたいでんわ 小さな家庭用電気製品。携帯電話やデジタルカメラなど
141	こがたかでんかいしやう 小型家電回収ボックス	ちい でんき せいひん けいたいでんわ き い はこ いらなくなった小さな電気製品 (携帯電話やゲーム機) を入れる箱。リサイクルします。
142	こくぜい 国税	くに はら ぜいきん 国に払う税金
143	こくみんけんこうほけん 国民健康保険	いりやう ほけん ひやういん りやうきん やす かいしやいん ひと はい 医療保険 (病院の料金が安くなります) です。会社員ではない人が入ります。
144	こくみんけんこうほけんしやう 国民健康保険証	こくみんけんこうほけん はい しやうめい 国民健康保険に入っていることを証明する (わかるようにする) カード
145	こし 古紙	かみ ほん しんぶん 紙のごみ。いらなくなった本や新聞など



No	こい 語彙	いみ 意味
146	古紙オープンヤード	かみ しんぶん ざし かしや ち い 紙のごみ（新聞や雑誌など）をリサイクルする会社に持って行くことができます。
147	個人県民税	かね ひと はら けんぜい まえ とし しよく はら き お金をもらった人が払う県税。前の年の所得で、いくら払うかが決まります。
148	個人事業税	じぶん ひと はら けんぜい 自分でビジネスをする人が払う県税
149	個人市民税	かね ひと はら しぜい まえ とし しよく はら き お金をもらった人が払う市税。前の年の所得で、いくら払うかが決まります。
150	個人住民税	こじん しみんぜい こじん けんみんぜい 個人市民税と個人県民税
151	個人情報	なまえ せいべつ おとこ おんな う ひ じゆうしょ 名前、性別（男か女）、生まれた日、住所のこと
152	個人番号	「マイナンバー」(No.521) のこと
153	個人番号カード交付・電子証明書発行 通知書兼照会書（交付通知書）	マイナンバーカード（No.522）を受け取る時に必要なはがきです。申し込みが必要です。
154	戸籍	にほん こせき ひと やくしょ どうすく し かぞく じゅうほう なまえ う とし つき ひ 日本の国籍をもつ人が、役所に登録した（知らせた）家族の情報（名前、生まれた年・月・日など）
155	区役所（区役所） 戸籍課	くやくしょ まどぐち ひと 区役所窓口の一つ。 ひ こ す ばしょ か けこん こ う とし こせき てづ 引っ越し（住む場所を変えること）、結婚、子どもが生まれた時など、戸籍（No. 154）などについて手続き（あなたがやらなければいけないこと）をするところです。
156	戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	こせき なか いちぶ しようめい しるい かみ 戸籍（No.154）の中の一部のひとだけを証明する（わかるようにする）書類（紙）
157	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	こせき なか ぜんいん しようめい しるい かみ 戸籍（No.154）の中の全員を証明する（わかるようにする）書類（紙）
158	戸籍謄抄本	こせき ぜんぶ じこう しようめいしよ こせき どうほん こせき こじん じこう しようめいしよ こせき しようほん 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
159	戸籍の附票 （戸籍の附票の写し）	こせき ひと す しるい かみ 戸籍（No.154）にのっている人の住んでいたところがわかる書類（紙）
160	戸籍法	こせき ほうりつ き 戸籍（No.154）の法律（決まり）
161	子育て支援	こ そだ とし しんばい たいいん とし まわ ひと し たす ちから か 子どもを育てる時に心配なことや大変なことがある時に、周りの人や市が助ける（力を貸す）こと
162	固定資産課税台帳	こてい しさんぜい ひと とち かおく しようやんさん か 固定資産税をはらう人がもっている土地、家屋、償却資産のことを書いたもの
163	固定資産税	とち かおく しようやんさん ひと はら し ぜい 土地、家屋、償却資産などをもっている人が払う市税



	No	こい 語彙	いみ 意味
	164	くやくしょ (区役所) こ かねい しえん か こ かねい かかり 子ども家庭支援課子ども家庭係	くやくしょ まどち ひと こそだて こ そだ ほし けんこう てちよう じどうてあて ほいくえん そうだん き 区役所の窓口の一つ。子育て(子どもを育てること)や母子健康手帳、児童手当、保育園のことを相談(聞くこと)ができます
	165	こ ふ 古布	ぬの 布のごみ。いらなくなった洋服など
	166	こんいん 婚姻	くに ほつりつ き みと けっこん (国が法律(決まり)で認めた)結婚のこと
	167	こんいん とどけ 婚姻届	けっこん とき やくしょ し しよるい かみ 結婚をする時に役所に知らせる書類(紙)
	168	こんいんようけんくひしよめいしよ 婚姻要件具備証明書	けっこん しよめい わ しよるい かみ けっこん ひと くに やくしょ だ 結婚できることを証明する(分かるようにする)書類(紙)。結婚する人の国の役所が出します。
	169	あか ほうもん こんにちは赤ちゃん訪問	じどういん かあ あか げんき じようほう 児童委員などがお母さんと赤ちゃんが元気でいられるようにいろいろな情報をくれます。
さ	170	さいがい 災害	じしん おおあめ たいふう こま お 地震、大雨、台風などで、困ったことが起きること
	171	さいがいじきゅうすいじよ 災害時給水所	じしん みず と みず 地震などで水が止まったときに水がもらえるところ
	172	さいがい ちようい きん 災害弔慰金	かじ じしん おおあめ たいふう し ひと かぞく やくしょ かね 火事や地震、大雨、台風などで、死んだ人の家族が役所からもらえるお金。
	173	さいがい みまい きん 災害見舞金	かじ じしん おおあめ たいふう いえ こわ ひと やくしょ かね 火事や地震、大雨、台風などで、けがをしたり家が壊れたりした人が役所からもらえるお金。
	174	さいがく しよめいしよ 在学証明書	がっこう こ せいと がくせい しよめい その学校の子ども・生徒・学生であることを証明する(わかるようにする)もの。 がっこう い 学校に行くためのバスや電車で安くなるための書類(紙)です。学校がつくれます。
	175	さいにうふ 再交付	やくしょ だ しよるい かみ ひと いちど おな しよるい かみ いちど こうふ 役所が出した書類(紙)をなくした人が、もう一度同じ書類(紙)をもらうこと。もう一度、交付(No.136)してもらうこと
	176	さいたく かいご しえん 在宅介護支援センター	ちいき ほうかつ しえん おな 地域包括支援センターとほぼ同じ
	177	さいたく 在宅サービス	とし ひと しょうがい ひと いえ せいかつ う 年をとった人や障害がある人が、家で生活するために受けられるサービス
	178	さいはっこう 再発行	さいにうふ 再交付(No.175)のこと
	179	さいりゅう 在留カード	にちじよう にほん がいこく じん にゅうこく かりきやく 90日以上日本にいる外国人がもつカード。入国管理局でもらえます。
	180	さいおき 差押え	きゅうりよう う あ ちよきん いえ じどうしゃ やくしょ せいきん か と せいきん きげん き ひ はら ひと と 給料や売上げ、貯金、家、自動車などを役所が税金の代わりに取ること。税金を期限(決まった日)までに払わない人から取ります。
し	181	しえい 市営	し 市の



No	言葉	意味
182	市営バス1日乗車券	横浜市営バスに一日何回でも乗れるきっぷ
183	視覚障害	目に障害のある人
184	資格証明書	役所が出したもので、自分の名前や資格※が分かるもの。運転免許証や在留カードなど。 ※資格…ライセンス
185	資源	違うものになって、もう一度使うことができるもの
186	資源回収拠点	いつでも資源物を置いていくことができる場所
187	資源集団回収	みんなで一緒に紙や布など、リサイクルできるものを集めること
188	資源物	もう一度使うことができるもの
189	自助	災害のときのために、自分・家族の命・生活を守ること。食べものや水を用意することなど。
190	市税	市に払う税金
191	自治会町内会	近くに住んでいる人たちが作る団体（グループ）。近所の問題を考えたり、助け合ったりします。
192	実印	役所に印鑑登録（No.25）したはんこ
193	失効	使うことができなくなる。効果がなくなること。
194	実費相当額	かかったお金と同じ
195	指定医	診断書、意見書を書くことのできるお医者さん。 身体障害者手帳、自立支援医療、小児慢性特定疾病医療給付、補装具などの申請のときに相談します。
196	指定医療機関	生活保護や自立支援医療のために市が決めた病院や薬局さん
197	指定校	行くことが決まっている小学校と中学校。住んでいるところで決まります
198	指定地区外就学許可制度	横浜市では通う小中学校が決まっています。ほかの横浜市の学校に行きたいときは、「なぜ通いたいか」（理由）が必要です。
199	自転車駐車場	自転車やオートバイを止める（ための）ところ



No	こい 語彙	いみ 意味
200	じてんしゃ とう ほうち (自転車等の) 放置	じてんしゃ と お 自転車やオートバイを、止めてはいけなところ※に置いて、そこからなくなること と き みち うえ こうえん こうきょう ばしょ 止めてはいけなところは決まっています。※道の上や公園などの公共の場所
201	じてんしゃとう ほうち きんしん くいさ 自転車等放置禁止区域	じてんしゃ とう ほうち きんしん くいさ み 「(自転車等の) 放置」「○○禁止区域」(No.490、101を見てください。)
202	じてんしゃ とう ほうかん ばしょ 自転車等保管場所	やくしょ ほうち じてんしゃとう も 役所が放置自転車等を持っていくところ ほうち じてんしゃとう と かね あなたの放置自転車等を取りに行くところ。お金がかかります。
203	じどう 児童	こ 子ども
204	じどう いんいん 児童委員	せいかつ こ そうだん き ちいさ ひと せいかつ こ そうだん ちいさ ひと こ そうだん ちいさ ひと ①生活や子どもについて、相談(聞くこと)ができる地域の人②生活や子どもについて、相談できる地域の人③子どもについて相談できる地域の人
205	じどうしゃ けんさ しよう 自動車検査証	くるま けんさ とう しるい かみ くるま ち ひと つか ひと なまえ か 車の検査を受けたときにもらう書類(紙)。車を持っている人や使う人の名前が書いてあります。
206	じどうしゃしやく(けい) 自動車取得税	くるま じぶん と き ほん けんぜい 車が自分のものになる時に払う県税
207	じどうしゃぜい 自動車税	けいじどうしゃ くるま ひと ほん けんぜい 軽自動車ではない車をもっている人が払う県税
208	じどうしゃ りんしん うんこう きよか かり 自動車臨時運行許可(仮ナンバー)	とくべつ と き つか ぐやくしゃ しんせい 特別にその時だけ使うことができるナンバープレートです。区役所で申請します。
209	じどう てあ 児童手当	こ そだ ひと やくしょ かね しゆうにゆう かね ねんれい こ とし かに 子どもを育てている人が、役所からもらうことができるお金。収入(もらったお金やもの)と年齢(子どもの年)によって変わります
210	じどう ふくし しせつ 児童福祉施設	こ めんどう せわ ばしょ たてもの ほいくじょ じどうようこしせつ 子どもの面倒をみる(世話をする)ための場所・建物。保育所や児童養護施設など
211	じどう ふくし ほう 児童福祉法	こ まも ほつりつ 子どもを守るための法律
212	じどう ふよう てあて 児童扶養手当	さい こ そだ おや とう かあ かね かね しゆうにゆう かね き 18歳までの子どもをひとり育てている親(お父さん、お母さんなど)は、お金をもらうことができます。収入(もらったお金やもの)によって決まります
213	シニアバス	さいいじよう ひと よこはましえい なんかい の げつ げつ あいだつか の 65歳以上の人が、横浜市営バスに何回でも乗れるきっぷ。3か月が6か月の間使うことができます。「あかいくつ」には乗れません。
214	しほつ しんだんしよ 死亡診断書	ひと し か いしゃ だ しるい かみ 人が死んだことについて書いてある、お医者さんが出した書類(紙)
215	しほつ とどけ 死亡届	ひと し やくしょ し しるい かみ ひと し だ 人が死んだことを役所に知らせる書類(紙)。人が死んだらすぐ出してください。
216	しみんぜい 市民税	し じゆうしよ ひと かいしゃ ほん し ぜい 市に住所がある人や会社などが払う市税
217	しゃかい ふくし きようぎかい 社会福祉協議会	まいにち せいかつ なか こま ひと たす ひと きようりよく ささ だんたい 毎日の生活の中で困っている人を助けるためにいろいろな人と協力して支えていく団体(グループ)。



No	こい 語彙	いみ 意味
218	しゃかい ふくし 社会福祉士	せいかつ こま ひと たす べんきよう し ひと くに ごうかく ひと 生活に困っている人を助けるための勉強をして、よく知っている人。国のテストに合格した人。
219	しゅうがく 就学	がっこう はい べんきよう 学校に入って勉強すること
220	じゅうき かーど じゅうみんきほん だいちよう 住基カード (住民基本台帳カード)	なまえ う ひ じゅうしよ か ねん か 名前や生まれた日、住所などが書いてあるカード。2016年にマイナンバーカード (No.522) に変わりました。
221	じゅうきひょうじ 住居表示	す まち なまえ じゅうしよ ばんごう やくしよ か 住んでいる町の名前や住所の番号を役所が変えること
222	じゅうきひょうじ へんごう しやうめいしよ 住居表示変更証明書	す まち なまえ じゅうしよ ばんごう やくしよ か しよるい かみ 住んでいるところの町の名前や住所の番号を、役所が変えたことがわかるようにした書類 (紙)
223	しゅうしゅう 収集	あつ 集めること
224	じゅうしよち 住所地	す ばしよ 住んでいる場所
225	しゅうせきばしよ 集積場所	あつ ごみを集めるところ
226	じゅうたく かいしゅうひ 住宅改修費	ようかいご にんてい う ひと いえ せいかつ いえ なお やくしよ ほん かね なお まえ くやくしよ そうだん 要介護認定を受けている人が、家で生活しやすいうちに家を直したとき、役所が払ってくれるお金。直す前に区役所に相談しなければなりません。
227	じゅうたくよう かあく しやうめい 住宅用家屋証明	す いえ しやうめい しよるい かみ 住んでいる家だと証明する (わかるようにする) 書類 (紙)
228	じゅうたくよう かさい けいぼうき 住宅用火災警報器	かじ こと なり そう な とき おと こえ おし 火事になりそうなとき、音や声で教えてくれるもの。
229	じゅうどしやうがいしやいりようしやう 重度障害者医療証	けん (カード) を持っているとき びょうき やけがをな おす とき かね えん この券 (カード) を持っているとき病気やけがをなおす時にお金が0円になります。 からだ こころ おも しやうがい きゆう てちよう も ひと けん つか 体や心に重い障害があって、1級などの手帳を持っている人がこの券を使えます。
230	じゅうどんたいしやうがいしや 重度身体障害者	おも しやうがい ひと からだに重い障害がある人です。
231	じゅうみんきほんだいちようほう 住民基本台帳法	じゅうしよ てつぎ 住所などの手続 (あなたがやらなければいけないこと) の法律 (決まり)
232	じゅうみんぜい 住民税	しみんぜい けんみんぜい 市民税と県民税
233	じゅうみんとうろく 住民登録	す やくしよ とうろく し あなたが住んでいることを役所に登録する(知らせる)こと
234	じゅうみんひょう じゅうみんひょう うつ 住民票 (住民票の写し)	かぞく す しやうめい しよるい かみ じゅうしよ しめい なまえ う ひ あなたや家族が住んでいるところを証明する (わかるようにする) 書類 (紙)。住所、氏名 (名前)、生まれた日など
235	じゅうみんひょうきさいじこうしやうめいしよ 住民票記載事項証明書	じゅうみんひょう えら しやうめい しよるい かみ じゅうしよ しめい なまえ う ひ 住民票にのっていることを選んで証明する (わかるようにする) 書類 (紙)。住所、氏名 (名前)、生まれた日など
236	じゅうきゆうけん しや 受給権者	ねんきん ひと 年金をもらうことができる人です。



No	言葉	意味
237	しゅっさんいっじいちじきん 出産育児一時金	こくみん けんこう ほけん けんこう ほけん はい ひと あか う とき かね 国民健康保険や健康保険に入っている人が、赤ちゃんを産んだ時にもらえるお金
238	しゅつしょうしよめいしよ 出生証明書	こ ー う しやうめい かみ いしや じよさんし あか う ちから か ひと か 子どもが生まれたことを証明する（わかるようにする）紙。お医者さんまたは助産師（赤ちゃんを生むときに力を貸してくれる人）が書きます
239	しゅつしよとどけ 出生届	こ ー う やくしよ し しよるい かみ こ ー う まれ ひ しゆうかん だ 子どもが生まれたことを役所に知らせる書類（紙）。子どもが生まれた日から2週間のうちに出してください。
240	しゅつしよれんらくひゆう 出生連絡票	あか う やくしよ し 赤ちゃんが生まれたことを役所に知らせるためのはがき
241	しやうがいきそ ねんきん 障害基礎年金	しやうがい ひと 障害がある人がもらいます。もらえないときもあります。
242	しやうがいじ しょうがいしや 障害児・障害者	しやうがい ひと 障害のある人
243	しやうがいしやそうちしえんほつ 障害者総合支援法	しやうがいしや ほつりつ 障害者のためのサービスについての法律
244	しやうがいしやてちゆう 障害者手帳	しやうがいしや も てちゆう 障害者が持つことができる手帳（ノート）。いろいろなサービスや手助けを受けることができます。
245	しやうがいしや ふくし しせつ 障害者福祉施設	しやうがい ひと す ひる い せいかつ てつだ しごと れんしゆう 障害のある人が住むところや、昼に行くところ。生活を手伝ってもらったり、仕事の練習をしたり、ものをつくりたりするところ。
246	しやうかいしよ しよかいぶんしよ 照会書（照会文書）	かくにん しよるい かみ いえ とど 確認する（はっきりする）ための書類（紙）です。家に届きます。
247	じやうかそう 浄化槽	いえ で びよ みず 家から出た汚れた水をきれいにするためのタンク
248	しよきやくしよん 償却資産	な が あいだ つか たと きかい つくえ ビジネスのために長い間、使うもの。例えば、機械や机、イスなど
249	じよしや けん 乗車券	きつぷ きつぷ
250	しよに いりしよ しょう 小児医療証	しよがっこう ねんせい こ びやうき いしや くすり くすり とき も 小学校1年生までの子どもが、病気やけがで医者にみてもらったり、薬やさんで薬をもらう時に持っていきます。 も えん かね おお ひと 持っていくと0円になります。ただし、お金が多い人はもらえません
251	しよにいりしよひじよせい 小児医療費助成	こども びやうき びやういん やつきよく い かね えん しく こどもが病気やけがで、病院や薬局に行ったとき、お金が0円になる仕組み。
252	しよに まんせいとくいてい しっぺい 小児慢性特定疾病	しよに とくべつ びやうき こ さい くに し かね いしや 小児がんなど、いくつかの特別な病気。子ども（18歳まで）が国や市のお金でお医者さんにみてもらうことができます。
253	じよほうていしよやうとう きろく かいじ 情報提供等記録開示システム	マイナポータル（No.520）のこと
254	しよめいはつこう 証明発行	しよめい しよるい かみ やくしよ だ あなたを証明する（わかるようにする）書類（紙）を役所が出すこと
255	しよくびやうたいけん 職業体験プログラム	みじか あいだ しごと 短い間、仕事をやってみるプログラム



No	こい 語彙	いみ 意味
256	しよくぎょうてきじりつ 職業的自立	あなた ^{しごと} が仕事 ^{はたら} をして、働いた ^{かね} お金 ^{せいかつ} で生活すること
257	しよくひんえいぎやうきよか 食品営業許可	やくしょ ^た が食べ物 ^{もの} のお店 ^{みせ} をはじめて ^{はじ} いいよ、ということです。
258	しよくひんえいせい 食品衛生	食べ物 ^た や飲み物 ^{もの} で病気 ^{もの} にならない ^{びょうき} ようにすること
259	しよくひんえいせいせきにんしゃ 食品衛生責任者	お店 ^{みせ} の人 ^{ひと} 。食べ物 ^た や飲み物 ^{もの} で病気 ^{もの} にならない ^{びょうき} ようにします。
260	しよくひんえいせいせきにんしゃしよ 食品衛生責任者証	食品衛生責任者 ^{しよくひんえいせいせきにんしゃ} の名前 ^{なまえ} が書いてある書類 ^か （紙） ^{しるい} 。
261	しよくひん 食品ロス	まだ ^た 食べることが ^す できるのに捨て ^す ているもの
262	じょせいせんしやうしゃ 女性専用車	電車の一部 ^{でんしゃ いちぶ} 。決まった時間 ^き に女の人 ^{じかん おんな} だけが乗れる ^{ひと} ところ。小学生以下 ^の の子ども ^{しょうがせい} や障害 ^{いか} のある人 ^こ と助ける人 ^{しょうがい} も乗ることが ^{ひと} できます。
263	じよせき 除籍	昔 ^{むかし} の戸籍 ^{こせき} （No.154）の情報 ^{じょうほう} （データ）
264	しよく 所得	収入 ^{しゅうにゅう} （もらった ^{かね} お金 ^{けいひ} ）から、経費 ^{かね} （そのお金 ^{つか} をもらう ^{かね} ために使った ^ひ お金 ^{けいせん} ）を引いた ^{かた} ものです。計算 ^{けいさん} のやり方 ^{かた} は法律 ^{ほうりつ} で決まっ ^き ています。
265	しよくぜい 所得税	所得 ^{しよく} があつた人 ^{ひと} が払 ^{はら} う国税 ^{こくぜい}
266	しよめいようでんししよめいしよ 署名用電子証明書	電子証明 ^{でんししよめい} （No. 351）のこと
267	じりつしえんいりやう 自立支援医療	障害 ^{しょうがい} を軽く ^{かる} したり、なおしたり ^か するための ^{かね} お金を ^{やす} 安く ^{にほん} します。日本 ^{せいど} の制度 ^き （決まりごと）です。
268	しんこく（ぜい かん しんこく） 申告（税に関する申告）	自分 ^{じぶん} の家 ^{いえ} 、土地 ^{とち} 、車 ^{くるま} 、もらった ^{かね} お金 ^{せいしよ} などについて、税務署 ^{くやくしよ} や区役所 ^{おし} に教える ^{じぶん} こと。これを ^{せいがく} すると自分 ^き の税額 ^{ぜいがく} が決ま ^き ります。
269	しんこくしよ ぜい かん しんこくしよ 申告書（税に関する申告書）	申告 ^{しんこく} のための書類 ^{しるい} （紙） ^{かみ}
270	しんしんしやうがいじ しんしんしやうがいしや 心身障害児・心身障害者	からだ ^{のう} や脳 ^{しょうがい} に障害 ^こ がある子 ^こ どもやおとな
271	しんせい 申請	やくしょ ^{ねが} に役所 ^{ねが} をお願い ^{ねが} すること
272	しんせいしよ 申請書	やくしょ ^{ねが} に役所 ^{ねが} をお願い ^か するために書く ^{かみ} 紙
273	しんたいしやうがいしや 身体障害者	からだ ^{なに} に何か ^{しょうがい} 障害 ^{ひと} がある人
274	しんたいしやうがいしやてちやう 身体障害者手帳	身体障害者 ^{しんたいしやうがいしや} がもらう ^{てちやう} 手帳 ^{てちやう} （ノート）
す	275 ステーションアテンダント	ちかてつ ^{えき} の駅 ^{おし} で、いろいろ ^{ひと} 教えてくれる ^{おお} 人 ^{えき} 。大きい ^{えき} 駅 ^{えき} にいます。



No	こい 語彙	いみ 意味
276	3R	リユース、リデュース、リサイクルのこと
せ	277 税額	税金がいくらかということ
278	生活衛生	生活（食べ物、飲み物、住まい）についての衛生
279	生活習慣病	毎日の生活のしかたでなってしまう病気。食べ物やお酒やたばこ、運動をしないことで病気になります。
280	生活保護	がんばっても生活するお金が足りないときに、生活するためのお金をもらいます。自分の力で生活できるまで手伝ってもらおうこと。
281	生活保護受給者	生活保護をもらっている人
282	生活保護世帯	生活保護をもらっている世帯
283	請求者	役所に（何かをして）欲しいと思っている人
284	税金	国や県や市がするサービスのために人や会社などが払うお金
285	青少年	子どもや若い人
286	青少年指導員	子どもたちのためにイベントや夜のパトロールなどをする地域のリーダー
287	税証明発行窓口	課税証明書や納税証明書をもらうところ
288	精神障害者	こころの病気や、お酒やドラッグの問題があって、生活が難しい人
289	精神障害者保健福祉手帳	こころの病気があって、生活が難しい人が持つことができる手帳（ノート）
290	精神通院医療	こころの病気などで病院に行っている人が もらえる書類（紙）。病院で払うお金が安くなります。
291	精神保健指定期	精神障害者を診るお医者さん。この人が考えて決めて入院させることができます。本人が入院したいかどうかは、関係ありません。
292	精神保健福祉相談	大きな心配やこころの病気について相談する（聞く）ことができます。
293	成年後見制度	一人で大事なことを決めたり、お金を払うことがむずかしくなった時、代わりにやってくれる人（後見人）を決める制度（決まりごと）です
294	成年被後見人	一人で大事なことを決めたり、お金を払うことができない人です。 かわりにやってくれる人（後見人）が必要です。裁判所（法律でよい、悪いを決めるところ）が決めた人が後見人です。



No	こい 語彙	いみ 意味
295	くやくしょ ぜいむか (区役所) 税務課	くやくしょ まどち ひと ぜいむか 区役所の窓口の一つ。税金のしごとをするところ。
296	せたい 世帯	おな いえ いっしょ せいかつ ひと 同じ家で一緒に生活する人のグループ
297	せたいいん 世帯員	おな いえ いっしょ せいかつ ひと おな せたい ひと 同じ家で一緒に生活する人。同じ世帯 (No.296) の人のこと
298	せたいぬし 世帯主	せたい たいひょう えら ひと 世帯 (No.296) を代表する (みんなで選ぶ) 人
299	せたいぬしへんこう 世帯主変更	せたい たいひょう えら ひと べつ ひと か 世帯 (No.296) を代表する (みんなで選ぶ) 人を別のの人に換えること
300	せたい へんこう とどけ 世帯変更届	せたい ひと か けっこん りこん とぎ やくしょ し しよるい かみ りこん けっこん 世帯 (No.296) の人を変えたことを (結婚や離婚※の時など) 役所に知らせる書類 (紙) ※離婚…結婚をやめること
301	ぜんせん ていぎけん 全線定期券	しえい なんかい の やす き 市営のバスにどこでも何回でも乗れる安いきっぷ。いつからいつまでと決まっています。「あかいくつ」は乗れません。
そ	そうさい ひ 葬祭費	そうさい ひと やくしょ てづつ かね し ひと こくみん けんこう ほん かい お葬式などをした人が役所で手続きするともらえるお金。死んだ人が国民健康保険に入っていなければなりません。
303	そうぞく 相続	し ひと のこ かね しゃっさん ひ つ う と 死んだ人が残したもの (お金や借金など) を引き継ぐ (受け取る) こと
304	そうぞくにん 相続人	し ひと のこ かね しゃっさん ひ つ う と ひと 死んだ人が残したもの (お金や借金など) を引き継ぐ (受け取る) 人
305	そたい 粗大ごみ	いえ だ おお 家から出す大きいごみ。タンスなど
た	だいいちごうひほけんしゃ 第一号被保険者	こくみん ねんきん はい ひと 国民年金に入っている人
307	だいにごうひほけんしゃ 第三号被保険者	さい さい だいいちごうひ ほけんしゃ だいにごうひ ほけんしゃ ひと 20歳から59歳までで、第一号被保険者でも第二号被保険者でもない人。
308	だいにさんしやせいじゅう こそき じゅうみんひょう 第三者請求 (戸籍・住民票)	ほか ひと こそき ぜんぶ じこう しょうめいしょ じゅうみんひょう やくしょ 他の人があなたの戸籍全部事項証明書 (No.157) や住民票 (No.234) を役所でもらうこと
309	たいしん かいしゅう 耐震改修	たてもの つよ おお じしん たお 建物を強くすること。大きな地震があっても倒れにくくなります。
310	たいしん しんだん 耐震診断	おお じしん たお たてもの つよ しろ 大きな地震があったときに倒れないかどうか建物の強さを調べること
311	だいにごうひほけんしゃ 第二号被保険者	こうせい ねんきん はい ひと 厚生年金に入っている人
312	たいめん ろうどく しつ 対面朗読室	この部屋では、目が見えなかったり見えにくかったりする人のために、係の人が、本を声に出して読みます。市立図書館にあります。
313	だいのりけん かくにん しよるい 代理権確認書類	だいのりにん (No.314) かどうか役所に知らせる書類 (紙) (委任状 (No. 17) など)
314	だいのりにん 代理人	にんい だいのりにん ほうてい だいのりにん 任意代理人 (No.387) が法定代理人 (No.493) のこと



No	語彙	意味
315	短距離定期券	2 kmより短い決まった場所で何回でも乗れる安いきっぷ。いつからいつまでと決まっています。「あかいくつ」は乗れません。
ち 316	地域育児教室	住んでいるところの近くで、お父さんお母さんが、子どもを育てるためのことを教えてもらったり、他のお父さんお母さんと話ができます
317	地域活動拠点	中学生や高校生が自由に勉強や遊びができるところ
318	地域活動支援センター	障害のある人が、ほかの人たちと一緒に、ものをつくりたり、話し合ったりできるところ。
319	地域ケアプラザ	おとしより、子ども、障害者やボランティア活動についていろいろな相談を受けて、必要なサービスにつなげてくれるところ。 地域包括支援センターも入っています。
320	地域子育て支援拠点事業	小学校に入る前の小さい子どもが遊ぶ部屋があります。子どもたちや子どもを育てている人と友だちになることができます。 子どものことを相談（聞くこと）ができます
321	地域包括支援センター	おとしよりが相談（聞くこと）をするところ
322	地域防災拠点	地震で家に住むことができないとき、生活するところ。ずっといることはできません。
323	地域療育センター	障害のある子どもたちが行くことのできる場所。相談や訓練を行います。お医者さんがいます。
324	地下鉄1日乗車券	横浜市営地下鉄に一日何回でも乗れるきっぷ
325	地積	土地の広さ
326	地籍	土地の情報（誰のものか、何に使うか、広さなど）
327	知能指数	考える力などをあらわす数（IQ）。テストで調べます。
328	チャージ	ICカードにお金を入れること。
329	中国残留邦人支援給付制度	制度（決まりごと）です。『中国残留邦人』に生活をしていくために必要なお金を渡します。
330	中国残留邦人等支援法	『中国残留邦人』と『樺太残留邦人』が自分の国や地域に帰ることの手伝いや日本で生活ができるように助けるための法律。
331	注射済み票	犬に注射（狂犬病予防注射）をしたことの証明。首輪につける小さな札です。犬を飼うときは注射をしなければいけません。
332	徴収	税金や料金を集めること



	No	こい 語彙	いみ 意味
つ	333	つうがく くいき とくにん ごう 通学区域特認校	つうがく くいき かんけい がい 通学区域に関係なく行くことができる学校
	334	つうしょ かいご 通所介護	おとしより (おじいさん・おばあさん) が昼に決められたところに行って、生活に必要な世話を受けるサービス。
	335	つうち 通知カード	マイナンバー (No.521) を知らせる書類 (紙)。名前、住所、生まれた日、性別 (男か女) とマイナンバーが書いてあります。役所が郵便で送ります。
	336	つうち ひょうめんきざい じこう へんこう 通知カード表面記載事項変更	つうち か なまえ じゅうしゅう ひ せいべつ おとこ おんな やくしょ か 通知カード (No.335) に書いてあること (名前、住所、生まれた日、性別 (男か女)) を役所に変えてもらうこと
	337	つうち ふんしつ 通知カード紛失	つうち な やくしょ し 通知カード (No.335) を失くすこと。すぐ役所へ知らせてください。
	338	つうち しょ 通知書	やくしょ がする (した) ことをあなたに知らせる書類 (紙)
	339	つづきから 続柄	いっしょ す ひと かんけい れい おと つま ちち はは こ 一緒に住んでいる人の関係のこと (例: 夫、妻、父、母、子など)
	340	つなみひなんしせつ 津波避難施設	つなみ に 津波から逃げるためのところ。
て	341	ていぎけん ていき じょうしゃけん 定期券 (定期乗車券)	き ばしょ なんがいの やす 決まった場所で何回でも乗れる安いきっぷ。いつからいつまで決まっています。
	342	デイサービス	おとしよりが昼間に過ごします。生活に必要な世話を受けるところ。
	343	ていしどく 低所得	きゅうりょう ずく 給料などが、少ないこと
	344	ていりゅうじょ 停留所	バスがとまるところ。バス停。
	345	てきせい しより こんなん ぶつ 適正処理困難物	ごみ ひ だ しょうかき ごみの日に出してはいけないもの。消火器、タイヤ、バッテリー、ガソリンなど
	346	てすうりょう 手数料	てつづき ばしょ とき ばら かね 手続 (あなたがやらなければいけないこと) をする時に払うお金
	347	てつづ 手続き	やくしょ 役所ですること
	348	てんきよ 転居	よこはまし ばん す く なか ひ こ す ばしょ か 【横浜市版】住んでいる区の中で引っ越し (住む場所を変えること) をすること
	349	てんきよ とどけ 転居届	よこはまし ばん す く なか ひ こ す ばしょ か やくしょ し しょうい かも 【横浜市版】住んでいる区の中で引っ越し (住む場所を変えること) したことを、役所に知らせる書類 (紙)
	350	てんこう てんにゅうがく 転校 (転入学)	ひ こ す ばしょ か がっこう か 引っ越し (住む場所を変えること) などで学校が変わること
	351	でんし しょうめい 電子証明	いえ つか てつづき とき しょうめい あなたが家でパソコンを使って手続 (あなたがやらなければいけないこと) する時、「あなた」であることを証明する (わかるようにする) こと じゅうき 住基カード (No.220) やマイナンバーカード (No.522) のICチップに入っています。



No	こい 語彙	いみ 意味
352	でんしんせい 電子申請サービス	いえ つか てつぎ 家でパソコンを使って手続（あなたがやらなければいけないこと）をするやり方
353	でんしゆつ 転出	よこはまし ばん よこはまし べつ ひ こ す ぼしよ か 【横浜市版】横浜市から別のところに引っ越し（住む場所を変えること）すること
354	でんしゆつしやうめいしよ 転出証明書	でんしゆつとびけ だ しよるい かみ ひ こ す ぼしよ か やくしよ だ 転出届を出すもらえる書類（紙）。引っ越し（住む場所を変えること）したところの役所に出します。
355	でんしゆつとびけ 転出届	よこはまし ばん よこはまし べつ ひ こ す ぼしよ か ととき やくしよ だ かみ でんしゆつしやうめいしよ 【横浜市版】横浜市から別のところに引っ越し（住む場所を変えること）する時、役所に出す紙。転出証明書（No.354）がもらえます。
356	でんしゆつにゆう 転出入	でんしゆつ てんにゆう 転出（No.353）と転入（No.357）のこと。
357	てんにゆう 転入	よこはまし ばん べつ ひこし す ぼしよ か 【横浜市版】別のところから引っ越し（住む場所を変えること）てくること。
358	てんにゆうとびけ 転入届	よこはまし ばん べつ よこはまし ひ こ す ぼしよ か ととき やくしよ だ しよるい かみ 【横浜市版】別のところから横浜市に引っ越し（住む場所を変えること）できた時に役所に出す書類（紙）
359	てんぴ 天引き	きゆうよ きゆうりやう ぜいきん ひ 給与（給料やボーナスなど）などから税金が引かれること
と	360 とうき じこう しやうめいしよ せいねん こうけん せいど 登記事項証明書（成年後見制度）	せいねん こうけん せいど こうけんにん せいねん ひこうけんにん かんけい しやうめい しよるい かみ 成年後見制度（No.293）で「後見人（No.129）」と「成年被後見人（No.294）」との関係を証明する（わかるようにする）ための書類（紙）。 ほうむきよく しやくしよ くやくしよ やくしよ だ 法務局（市役所や区役所とはちがう役所）が出します。
	361 とうき しんせい せいねん こうけん せいど 登記申請（成年後見制度）	こうけんにん せいねん ひこうけんにん かんけい ほうむきよく しやくしよ くやくしよ やくしよ とうろく し 「後見人（No.129）」と「成年被後見人（No.294）」との関係を、法務局（市役所や区役所とはちがう役所）に登録する（知らせる）こと。
	362 とうろく いん 登録印	やくしよ いんかんとうろく 役所に印鑑登録（No.25）したはんこ
	363 とうろく いんかん ぼうしつ とびけ 登録印鑑亡失届	いんかんとうろく やくしよ し しよるい かみ 印鑑登録（No.25）したはんこをなくしたことを役所に知らせる書類（紙）
	364 どくしんしやうめいしよ 独身証明書	いま けっこん しやうめい かみ じぶん くに やくしよ だ 「今は結婚していない」ことを証明する（わかるようにする）紙。自分の国の役所が出します。
	365 とくてい けんこう しんさ 特定健康診査	よこはまし き いしや ねん かい さい さい ひと からだ ぐあい 横浜市が決めたと医者さんが、1年に1回40歳から74歳の人の体の具合をみます。
	366 とくてい こじん じやうほう 特定個人情報	まいなんばー (No.521) はい こじんじやうほう マイナンバー（No.521）が入っている個人情報
	367 とくていしつかん およ していなんびやう 特定疾患及び指定難病	いりやう きゆうふ なんびやう くに き なんびやう 医療給付をもらうことができる難病。国が決めた難病。
	368 とくべつえいじゆうしやうめいしよ 特別永住者証明書	とくべつえいじゆうしや くやくしよ こせき か 「特別永住者」がもつカード。区役所戸籍課（No.155）でもらえます。
	369 とくべつ しやうがい せうふきん 特別障害給付金	しやうがいねんきん ひと 障害年金をもらえない人がもらいます。もらえないときもあります。



No	こい 語彙	いみ 意味
370	とくべつちようしゆう 特別徴収	かいしゃ しやいん じゆうみんぜい あつ はら ふつう ちようしゆう 会社などが社員の住民税を集めて払うこと (⇔普通徴収)
371	としがいけいぜい 都市計画税	しがいかいせき いえ みせ あつ とち たてもの も ひと し はら ぜいぎん 市街化区域 (家や店が集まるところ) に土地や建物を持つ人が市に払う税金
372	とどけて 届出	ひ こ す ばいよ か こ ども う とき こんいん とき か か やくしょ し 引っ越し (住む場所を変えること)、子どもが生まれた時、婚姻 (No. 166) する時など、変わったことや変えることを役所に知らせること。
な	なま 生ごみ	た もの のこ 食べ物などの残り、くさるごみ
374	なんびよう 難病	げんいん わ わずか びようき 原因が分からないため、なおすことが難しい病気
に	にちじようせいけつようぐ 日常生活用具	しょうがいしゃ せいかつ ひつよう どうぐ ひと どうぐ しるい き 障害者がもらうことができる、生活に必要な道具。もらえる人や、道具の種類は、決まっています。
376	にゅうがく しょうだくしょ 入学承諾書	にゅうがく わ しるい かみ はい がっこう 入学できることが分かる書類 (紙)。これから入る学校からもらいます。
377	にゅうがくつうち 入学通知	あたらし はい がっこう なまえ がっこう はい ひ わ かみ 新しく入る学校の名前と学校に入る日が分かる紙
378	にゅうがく てつづき 入学手続	がっこう はい まえ てつづき 学校に入る前にする手続 (あなたがやらなければいけないこと) のこと
379	にゅうしょ 入所	ほいくえん はい (保育園などに) 入ること
380	にゅうしょせんこう 入所選考	じょうけん ひつよう あ ほいくえん はい ひと えら 条件 (必要であること) に合わせて (保育園などに) 入ることができる人を選ぶこと
381	にゅうしょようけん 入所要件	ほいくえん はい じょうけん ひつよう (保育園などに) 入るための条件 (必要であること)
382	にゅうせきとどけ 入籍届	にほんじん どう かあ こ べつ こせき とき いっしょ こせき やくしょ し しるい かみ 日本人でお父さんやお母さんと子が別の戸籍 (No.154) にいる時に、一緒に戸籍にするため、役所に知らせる書類 (紙)
383	にゅうようじ けんこう しんさ 乳幼児健康診査	あか さい げつ さい げつ さい とき げんき そだ わる かくしょ 赤ちゃんが0歳4か月、1歳6か月、3歳になった時に、元気に育っているか、悪いところがないかを、区役所でみてくれます。 せ たか からだ おも 背の高さ、体の重さもはかります。
384	にゅうようじ けんしん 乳幼児健診	あか さい げつ さい げつ さい とき げんき そだ わる かくしょ 赤ちゃんが0歳4か月、1歳6か月、3歳になった時に、元気に育っているか、悪いところがないかを、区役所でみてくれます。 せ たか からだ おも 背の高さ、体の重さもはかります。
385	にゅうようじしかそつだん 乳幼児歯科相談	く やくしょ は いしゃ ちい こ かあ は 区役所で歯のお医者さんなどが小さい子やお母さんの歯をみてくれます。 しょうがせい こ こ ども う まえ う あと かあ は 小学生になるまでの子どもや子どもを生む前や生んだ後のお母さんの歯をみてくれます。
386	にんい こうけん せいど 任意後見制度	ひとり だいじ き かね はら まえ か ひと こうけんいん さき き せいど き 一人で大事なことを決めたり、お金を払うことがむずかしくなる前に、代わりにやってくれる人 (後見人) を先に決めておく制度 (決まりごと) です。
387	にんい だいりにん 任意代理人	じぶん か てつづき ひと じぶん き ひと 自分の代わりに手続 (あなたがやらなければいけないこと) をする (できる) 人。自分で決めた人



	No	こい 語彙	いみ 意味
	388	にんかがいほいくしつ (しせつ) 認可外保育室 (施設)	こ あず せわ 子どもを預ける (世話をしてもらう) ことができます。ほいくしつ おお あず かね よこはまし き ほいくしつ すこ ちが 保育室の大きさや預けるためのお金が横浜市が決めた保育室と少し違います。
	389	にんかほいくえん 認可保育園	こ あず せわ 子どもを預ける (世話をしてもらう) ことができます。ほうりつ じどうふくしほう つく 法律 (児童福祉法) できめて作りました。
	390	にんかほいくじょ 認可保育所	こ あず せわ 子どもを預ける (世話をしてもらう) ことができます。ほうりつ じどう ふくし ほう つく 法律 (児童福祉法) できめて作りました。
	391	にんちしやう 認知症	びよき わす のうの病気です。忘れてしまう、できていたことができなくなる、など、生活に困るようになります。
	392	にんてい えん 認定こども園	しょうがっこう はい まえ こ あず せわ 小学校に入る前の子どもを預かります (世話をしてもらう)。幼稚園と保育園が一緒になったところです。子どもを育てることの相談 (聞くこと) もできます。
	393	にんぶ けんこう しんさ 妊婦健康診査	あか ひた からだ ちょうし くあい おなかに赤ちゃんがいる人の体の調子 (具合) をみます。
	394	にんぶ けんこう しんさ ひよう ほじょ けん 妊婦健康診査費用補助券	にんぶけんこうしんさ かね やす けん かみ 妊婦健康診査のお金が安くなる券 (紙、チケット)
	395	にんぶ しか けんしん 妊婦歯科検診	よこはまし き は しいや こ こ う まえ かい は 横浜市が決めた歯のお医者さんで、子どもができたら子どもを生ま前に (1回) 歯をみてもらえます。
ね	396	ねんきんじむしょ 年金事務所	にほん ねんきん きこう じむしょ 「日本年金機構」の事務所です。
	397	ねんまつ ちょうせい 年末調整	かいしゃ とし てんび しょうくげい がく ねんまつ いちねん お ただ がく せいぎん もと た はら 会社とその年に天引きした所得税額を、年末 (一年の終わり) に正しい額にすること。税金が戻ります (足りないときは払います)。
の	398	のうきげん 納期限	ぜいぎん はら 税金をいつまでに払わなければいけないかということ
	399	のうぜい 納税	ぜいぎん はら 税金を払うこと
	400	のうぜいぎむしや 納税義務者	ぜいぎん はら ひと 税金を払う人
	401	のうぜいしや 納税者	ぜいぎんを はら ひと 税金を払う人
	402	のうぜいしやうめいしよ 納税証明書	ぜいぎん はら しょうめい しるい かみ 税金を払ったことを証明する (わかるようにする) 書類 (紙)
	403	のうぜいつうちしよ 納税通知書	ぜいがく のうきげん か しるい かみ 税額や納期限を書いた書類 (紙)
	404	のうふ 納付	ぜいぎん はら 税金などを払うこと
は	405	ハートフルスペース	しょうちゅうがくせい がっこう い とき がっこう い いっしょ あそ べんきょう いま がっこう ちが ばしょ あそ べんきょう 小中学生が学校に行けなくなった時、学校へ行けるように、一緒に遊びや勉強をします。今の学校とは違う場所で遊びや勉強をします。
	406	ハートフルフレンド	しょうちゅうがくせい がっこう い とき がっこう い いっしょ あそ べんきょう いえ あそ たの はな 小中学生が学校に行けなくなった時、学校へ行けるように、一緒に遊びや勉強をします。家で遊びや楽しくお話しをします。
	407	ハートフルルーム	しょうちゅうがくせい がっこう い とき がっこう い いっしょ あそ べんきょう いま がっこう ちが ばしょ あそ べんきょう 小中学生が学校に行けなくなった時、学校へ行けるように、一緒に遊びや勉強をします。今の学校とは違う場所で遊びや勉強をします。



No	こい 語彙	いみ 意味
408	はいき 廃棄	す 捨てること
409	はいきぶつ 廃棄物	ごみ。いらなくなって捨てる（捨てた）もの。
410	はいぐうしや 配偶者	けっこん あいて 結婚している相手
411	はいしゅつ 排出	だ 出すこと
412	ハザードマップ	さいがい あぶ ひなん ばいよ に か ちす 災害のときに危ないところや避難場所（逃げるところ）を書いた地図
413	ちかてつ にちじょうしゃけん バス・地下鉄1日乗車券	よこはま しえい ちかてつ いちにち なんかい の 横浜市営のバスと地下鉄のきっぷ。一日に何回でも乗ることができます。
414	ちかてつ れんらく ていぎけん バス・地下鉄連絡定期券	なんかい の やす き ちかてつ ばいよ き しえい の 何回でも乗れる安いきっぷ。いつからいつまで決まっています。地下鉄の場所は決まっています。市営のバスはどこでも乗れます。「あかいくつ」は乗れません。
415	えいぎょうしょ バス営業所	じむ しょ わす もの そうだん バスの事務所。忘れ物やきっぷについて相談できます。
416	かいすう じょうしゃけん バス回数乗車券	しえい いかい か やす たくさん市のバスきっぷをセットにしたもの。一回ずつ買うより安いです。
417	きょうつう ていきけん バス共通定期券	き ばいよ なんかい の やす げつ げつ あいだつか よこはま しえい ほか かしや の 決まった場所で何回でも乗れる安いきっぷ。1か月か3か月の間 使うことができます。横浜市営バスと他の会社のバスに乗れます。
418	とく りよう とくてん バステ（バス利用特典サービス）	ばすも すいか つか の やす PASMOやSuicaを使ってたくさんバスに乗ると、安くなります。
419	はっこう 発行	かみ だ 紙などを出すこと
420	こ はまっ子ふれあいスクール	しょうがくせい じゆぎょう お がっこう なか たの あんしん あそ 小学生が授業が終わったあと、そのまま学校の中で楽しく安心して遊べる場所
421	はんけつりこん 判決離婚	さいばん き りこん けっこん 裁判で決まった離婚（結婚をやめること）。
422	はんざい ほんせい じょうほう 犯罪発生情報	す ちか お はんざい し 住んでいるところの近くで起きている犯罪のお知らせ
ひ	ひがい 被害	けがをしたり、たいじ 大事なものをなくしたり、こころ いた 心が痛くなったりします。さいがい じけん げんいん 災害や事件などが原因です。
424	ひかぜい 非課税	ぜいぎん えん 税金が0円であること
425	ひかぜい しょうめいしょ 非課税証明書	ぜいぎん えん しょうめい かみ 税金が0円であることを証明する（わかるようにする）紙
426	ひきこもり状態 ひきこもり状態	なが あいだ いえ で 長い間、家から出ないこと。
427	ひさいしや 被災者	さいがい ひがい う ひと いえ こわ ひと ひと し ひと 災害で被害を受けた人。家が壊れた人、けがをした人、死んだ人などです。



No	こい 語彙	いみ 意味
428	非常停止ボタン	あぶ とき お でんしゃ 危ない時に押すと電車がとまります。
429	備蓄	さいがい た みず ようい 災害のときのために、食べものや水などを用意すること。
430	非定型的保育	しゅう みつか つき じかん こ あず どう かあ しごと せわ とき つか 週に3日または月120時間まで子どもを預けること。お父さんやお母さんが仕事などで世話ができない時に使うことができます。
431	ひとり親家庭等	かあ どう こ そだ かに かあ こ そだ ひと お母さんまたはお父さんだけで子どもを育てているうち（家庭）と、お母さんだけで子どもを育てていたことがある人
432	ひとり親家庭等医療費助成	かあ こ ども どう こ す ひと びょういん くすり かね えん かね おお ひと 「お母さんと子ども」や「お父さんと子ども」で住んでいる人は、病院や薬のお金が0円になります。ただし、お金が多い人はもらえません。
433	避難	さいがい に 災害のときに逃げることです。
434	避難勧告	よこはまし だ に し さいがい で 横浜市が出す「逃げろ！」というお知らせ。災害のときにします。
435	避難場所	さいがい お に 災害が起きたときに逃げる場所
436	被爆者	げんしばくだん びょうき いま くる ひと 原子爆弾で病気やけがをして、今も苦しんでいる人たちのこと
437	被爆者援護費	ひばくしゃ やくしょ てつづ いちねん かいやくしょ かね 被爆者が役所で手続きをすると1年に1回役所からもらうことができるお金
438	被爆者の子ども医療費	やくしょ てつづ ひばくしゃ こ き びょうき びょういん やつきよく ばら かね 役所で手続きをすると、被爆者の子どもが決まった病気にかかったときに、病院や薬局で払ったお金をもらうことができます。もらえるお金は決まっています。
439	被爆者はり・きゅうマッサージ療養費	やくしょ てつづ ひばくしゃ う ばら かね 役所で手続きをすると、被爆者がはり・きゅう・マッサージを受けて払ったお金をもらうことができます。もらえるお金は決まっています。
440	被扶養者	ふよう ひと 扶養してもらう人
441	被保険者	こくみん けんこう ほけんしやう けんこう ほけんしやう やつきよく ばら 国民健康保険証や健康保険証を使っている人は、病院や薬局へ行つたとき、払ったお金が、月に決まった金額をこえると、こえた金額が入っている保険から返ってきます。国民健康保 険に入っている人は、返ってくるお金があるときは区役所からお知らせがあります。
442	被保険者証	けんこうほけん はい しょうめい 健康保険に入っていることを証明する（わかるようにする）カード
443	被保護世帯	せいかつほご せたい 生活保護をうけている世帯
444	病後児保育	どう かあ しごと とき きゅう ようじ とき びょうき こ ほしくじょ あず せわ お父さんやお母さんなどが仕事の時や、急な用事がある時に病気がだいたいよくなった子どもを保育所に預ける（世話をしてもらう）ことができます。
445	病児保育	びょうきちゅう こ ほしくじょ あず せわ どう かあ しごと とき つか 病気中の子どもを保育所に預ける（世話をしてもらう）こと。お父さんやお母さんが仕事などの時に使うことができます。
ふ	副教材費（学用品費）	こ がっこう つか もんじいしゅう べんあつ どうぐ か かね 子どもが学校で使う問題集や勉強の道具を買うためのお金



No	こい 語彙	いみ 意味
447	ふくしりょうしやう 福祉医療証	びやういん やつきやく み はら かね えん 病院や薬局で見せると、払うお金が0円になります。たとえば、お父さん・お母さんのどちらかがなくて、子どもがいる家はもらうことができます。
448	ふくし りよう けん 福祉タクシー利用券	しょうがい ひと の つか けん 障害がある人がタクシーに乗るときに使える券（チケット）。横浜市が決めた人がもらえます。手続きしなければなりません。
449	ふくしとくべつじやうしやけん 福祉特別乗車券	けん よこはましない ちかてつ えん の この券（チケット）で、横浜市内のバス、地下鉄、シーサイドラインに0円で乗ることができます。 よこはまし き ひと てつぎ 横浜市が決めた人がもらえます。手続きしなければいけません。
450	ふくし ほけん 福祉保健センター	せいかつ けんこう げんき 生活や健康（元気でいること）について、相談（聞くこと）ができたり、助けてもらう（力を貸してもらう）ことができます。
451	ふくしやうぐ 福祉用具	おとしよりや障害者の生活を助けるためのもの
452	ふし かてい 父子家庭	とう こ せだ かてい お父さんだけで子どもを育てるうち（家庭）
453	ふしん てんわ 不審電話	あや てんわ へん てんわ 怪しい電話、変な電話
454	ふつうちやうしやう 普通徴収	じゅうみんぜい じぶん はら とくべつ ちやうしやう 住民税を自分で払うこと（⇔特別徴収）
455	ふとうこう 不登校	いろいろな理由で、学校に行くことができない日が1年の間に30日以上あります。
456	ふどうさんしゆとくぜい 不動産取得税	どち か いえ た はら ぜいきん 土地を買ったり 家を建てたりしたときに払う税金
457	ふどうさん とうき しんせい 不動産登記申請	いえ か ほうむきやく おし 家を買ったことなどを法務局に教えること
458	ふにん きよせい しゆじゆつ 不妊去勢手術	こ う しゆじゆつ ペットが子どもを産めないようにする手術
459	ふほう とうき 不法投棄	ほうりつ まも す 法律を守らないで捨てること
460	ふよう 扶養	せいかつ やしな ささ 生活を養うこと。支えること、サポートすることなど
461	せいようきほうそう プラスチック製容器包装	「プラマーク」がついているもの
462	かんこう ろせん ぶらり観光S A N路線	よこはまえき ひがしぐち で さんけいえん い あかれんがそうこ い のげやまどうぶつえん い 横浜駅東口から出る3つのバスです。三溪園行きと赤レンガ倉庫行き、野毛山動物園行きがあります。
463	ふ こ さぎ 振り込め詐欺	あいて い かね と さぎ かんぶん さぎ 相手にうそを言ってお金を取ること。オレオレ詐欺や、還付金詐欺があります。
464	ブルーライン	の えき しやうなんだいえき い よこはまし ちかてつ あお せん あざみ野駅から湘南台駅まで行く横浜市の地下鉄です。青い線です。
465	ブレババ	もうすぐお父さんになる人



No	こい 語彙	いみ 意味
466	ふんしつ 紛失	な 失くすこと
467	ぶんしんしよかいほうしき いんかんとうろく 文書照会方式（印鑑登録など）	うんでんめんきしよほう ざいりゆう ひと いんかんとうろく とき かた いえ てがみ やくしよ 運転免許証（No. 30）や在留カード（No.179）がない人が印鑑登録（No.25）する時のやり方のひとつ。あとで家にとどく手紙を役所にもっています。
468	ぶんべつ 分別	だ わ ごみを出すときに分けること
ハ	へんごう 変更	か 変えること
470	へんのう 返納	やくしよ しるい かみ やくしよ かえ 役所でもらった書類（紙）やカードを役所に返すこと
ほ	ほいく きょういく 保育・教育コンシェルジュ	こ あず せわ そうだん き やくしよ ひと 子どもを預ける（世話をしてもらおう）ところを相談（聞くこと）ができる役所の人
472	ほいくえん 保育園	とう かあ しごと いえ こ そだ とき こ あず せわ お父さんやお母さんなどが仕事などで、家で子どもを育てることができない時、子どもを預ける（世話をしてもらおう）ことができます。 0～5歳の子どもを預けることができます。
473	ほいく 保育サービス	こ あず せわ 子どもを預ける（世話をしてもらおう）ことができる場所やサービス
474	ほいくし 保育士	ひるま こ めんどう み せわ とき ほいく じよ こ めんどう ひと しかく ひと しかく 昼間子どもの面倒を見る（世話をする）ことができない時に、保育所などで、子どもの面倒をみる人（資格のある人）。※資格…ライセンス
475	ほいくしせつ 保育施設	こ あず せわ ほいくじよ よこほほほいくしつ 子どもを預ける（世話をしてもらおう）ことができます。保育所や横浜保育室などのことです。
476	ほいくしつかいほう 保育室開放	おや とう かあ こ じゆう つか ほか おや こ し あ き じかん つか 親（お父さん、お母さんなど）と子どもが自由に使うことができます。他の親や子どもと知り合うことができます。決まった時間に使うことができます。
477	ほいくじよ 保育所	とう かあ しごと いえ こ そだ とき こ あず せわ お父さんやお母さんなどが仕事などで、家で子どもを育てることができない時、子どもを預ける（世話をしてもらおう）ことができます。 0～5歳の子どもを預けることができます。
478	ほいくじよにゆうしよりゆうもうしたてしよ 保育所入所理由申立書	ほいくじよ こ あず せわ じ か こ めんどう せわ りゆう か 保育所に子どもを預ける（世話をしてもらおう）時に書きます。子どもの面倒をみる（世話をする）ことができない理由を書きます。
479	ほいくじよよう 保育料	こ ほいくじよ あず せわ じ まいつき ばら かね 子どもを保育所に預ける（世話をしてもらおう）時に毎月払うお金です。
480	す きんし ポイ捨て禁止	あ かん まち す ごみ（たばこや空き缶など）を、街に捨てること
481	ほつかご 放課後	がっこう じゆぎょう お じかん 学校の授業が終わったあとの時間
482	ほつかご 放課後キッズクラブ	しょうがくせい じゆぎょう お がっこう なか あそ じごと おや とう かあ く じぶん いえ か 小学生が授業が終わったあと、そのまま学校の中で遊ぶことができます。仕事をしている親（お父さん、お母さんなど）がむかえに来るまで自分の家の代わりにいることもできます。



No	こい 語彙	いみ 意味
483	ほつかごどう 放課後児童クラブ	しょうがくせい じゅぎょう お しごと おや とつ かあ く じぶん いえ か 小学生が授業が終わったあと、仕事をしている親（お父さん、お母さんなど）がむかえに来るまで自分の家の代わりにいることができるところ。 せわ ひと あそ しゅくだい た いっしょ 世話をする人もいて、みんなで遊んだり、宿題をしたり、おやつを食べたりして一緒にいろいろなことをします。
484	ぼうさい 防災	さいがい ぶせ お 災害を防ぐ（起こらないようにする）こと。
485	ぼうさいくんれん 防災訓練	ぼうさい れんしゅう たど かじ け れんしゅう 防災の練習。例えば、火事を消す練習をします。
486	ぼうさいしきざい 防災資機材	さいがい ぶせ お どうぐ しょうかき 災害を防ぐ（起こらないようにする）ための道具。消火器など。
487	ぼうさいびくろ 防災備蓄庫	さいがい お どうぐ た い 災害が起きたときのために、道具や食べものなどを入れるところ。
488	ほうじんけんみんぜい 法人県民税	けんない しごと かいしゃ ほうら けんぜい 県内で仕事をしている会社やグループなどが払う県税
489	ほうじんしみんぜい 法人市民税	しな い しごと かいしゃ ほうら し ぜい 市内で仕事をしている会社やグループなどが払う市税
490	じてんしゃ とつ ほうち (自転車等の) 放置	じてんしゃ と お 自転車やオートバイを、止めてはいけなところ※に置いて、そこからなくなること と き みち うえ こうえん こうきょう ばしょ 止めてはいけなところは決まっています。※道の上や公園などの公共の場所
491	ほうち じてんしゃ とつ 放置自転車等	みち こうえん と お じてんしゃ 道や公園などの、止めてはいけなところに、置いたままにしてある自転車やオートバイ
492	ほうてい こうけん せいど 法定後見制度	ひとり たいじ き かね ほうら と き か あと にん き せいど き 一人で大事なことを決めたり、お金を払うことがむずかしくなった時、代わりにやってくれる人（後見人）を決める制度（決まりごと）です。 さいばんしょ き 裁判所が決めます。
493	ほうてい たいり じん 法定代理人	こ じぶん てつづ ひと かわり てつづ ひと とつ かあ 子どもなど、自分で手続（あなたがやらなければいけないこと）できない人のかわりに手続きする（できる）人。お父さんやお母さんなど
494	はんざい じょうほう 防犯情報	はんざい じぶん まち し 犯罪から自分たちを守るためのお知らせ
495	はんざいとう 防犯灯	よ ある ひと あんぜん まち あ 夜に歩いている人の安全を守るための明かり
496	はんざい 防犯パトロール	す ちか あんぜん まち み まわ 住んでいるところの近くの安全を守るためにパトロールする（見て回る）こと
497	ホームドア	でんしゃ えき あいだ 電車と駅の間にあるドア。
498	ほけん 保健	げんき 元気であることができるようにすること
499	ほけんかつどうすいしんいん 保健活動推進員	ちいき ひと げんき かつどう さんぽ たいそう けいかく よこはまし いっしょ 地域の人が元気であるための活動をするリーダー。たとえば、散歩や体操を計画します。横浜市と一緒にやっています。
500	ほけんし 保健師	みんながけんこう げんき たす ちから か やくしょ ひと みんなが健康（元気）でいることを助ける（力を貸す）役所の人



No	こい 語彙	いみ 意味
501	ほけんじょ 保健所	みんなが健康（元気でいること）でいることを助ける（力を貸す）役所
502	ほけんしよ 保険証	健康保険に入っていることを証明する（分かるようにする）カード
503	ほけん しんりょう 保険診療	健康保険をつかって病気やけがを治すこと。健康保険がお金の一部を払うため、病院で払うお金が安いです。
504	ほけんりょう こくめん けんこう ほけん 保険料（国民健康保険）	国民健康保険に入っている人が払うお金
505	ほけんりょう こくめん ねんきん 保険料（国民年金）	国民年金に入っている人が払うお金
506	ほけんりょう めんじよ 保険料の免除	給料や年金が少ない人は申し込みをすると国民年金の保険料を払わなくてもよいときがあります。
507	ほごしや 保護者	お父さんやお母さんなど、子どもの生活を守っている人
508	ほし かてい 母子家庭	お母さんだけで子どもを育てるうち（家庭）
509	ほし かふ ふくし 母子寡婦（福祉）	お母さんだけで子どもを育てるうち（家庭）と、お母さんだけで子どもを育てていたことがある人
510	ほし けんこう てちやう 母子健康手帳	お母さんの体の調子（具合）や赤ちゃんの成長（育つこと）などを書いた手帳（ノート）です。 妊娠（赤ちゃんができること）したら、区役所の福祉保健センターに知らせると、母子健康手帳※がもらえます。 ※母子手帳ともいいます
511	ほし せいかつしえん しせつ 母子生活支援施設	お母さんと子どもがしばらくの間生活するところ。生活（家やお金など）に困っている人が使うことができます。
512	ほし ふし かふ ふくし しきん 母子父子寡婦福祉資金	お母さんかお父さんだけで子どもを育てているうち（家庭）の子どもが学校へ行くためなどに借るお金。借ることができるかもしれません。
513	ほし ほうもん 母子訪問	「赤ちゃんがいる家に、助産師や保健師が行きます。子育て（子どもを育てること）で困ったことなどの相談する（聞く）ことができます。」
514	ほしやうにん ほしき いんかんとうろく 保証人方式（印鑑登録）	運転免許証（No.30）や在留カード（No.179）がない人が印鑑登録（No.25）する時のやり方。すでに印鑑登録をしている人に手伝わってもらいます。 すぐに登録（知らせること）できます。
515	ほ そうぐ 補装具	障害がある人が、体の障害がある部分をたすけたり、かわりにして使う道具です。
516	ほちやう そうだん 母乳相談	区役所で、母乳のことについて相談（聞くこと）ができます。
517	ほんせき ほんせきち 本籍（本籍地）	戸籍（No.154）のあるところ
518	ほんにん かにん しよるい しりょう 本人確認書類（資料）	自分の名前や生まれた日、住所などを証明する（わかるようにする）もの。運転免許証や在留カードなど。



	No	こい 語彙	いみ 意味
	519	ほんにん じしよ 本人自署	じぶん じぶん なまえ か 自分で自分の名前を書くこと。サイン。
ま	520	マイナポータル	インターネットのサービスです。あなたの じょうほう (データ) や 役所 からの お知らせ を 見る ことができます。マイナンバーカード(No.522)が 必要 です。
	521	マイナンバー (個人番号)	1 2ケタの数字です。すべての人 (日本に住民票がある人) が一人ひとつ持っています。個人番号ともいいます。
	522	マイナンバーカード	マイナンバー (No.521)、顔写真付きのカード (プラスチック) です。申請した人がもらいます。 名前、住所、生まれた日、性別 (男か女) も書いてあります。
	523	マイナンバーカード券面記載事項変更 (個人番号カード券面記載事項変更)	マイナンバーカード (No.522) に書いてあること (名前、住所、生まれた日、性別 (男か女)) を 役所に 変えて もらう こと
	524	マイナンバーカード申請 (個人番号カード申請)	マイナンバーカード (No.522) がほしいと、役所に 知らせる こと
	525	マイナンバーカード紛失 (個人番号カード紛失)	マイナンバーカード (No.522) を 失くす こと。すぐに 国の 役所 へ 電話 (0120-95-0178) で 知らせ てください。
	526	マイナンバー法 (行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律)	マイナンバー (No.521) の 使い方 を 決めている 法律 (決まり) です。
み	527	未就学児	小学校に入る前の子ども
	528	認印	印鑑登録 (No.25) していないはんこ (実印 (No.192) ではありません)
	529	みなとぶらりチケット	みなとみらいエリアで、横浜市営のバスや地下鉄に何回も乗ったり降りたりできるきっぷ (チケット)
	530	身分証明書	自分の名前や生まれた日などを書いたもの。運転免許証 (No.30) や在留カード (No.179) など。本人確認書類 (資料) (No.518) と同じ。
め	531	免除	お金を払わなくていいこと
も	532	申立書	意見や希望 (してほしいこと) を書いた書類 (紙)。役所や裁判所に出す書類 (紙) のことを言うことが多いです。
	533	持ち去り	とること



	No	こい 語彙	いみ 意味
ゆ	534	ゆうそう しんせい 郵送申請	てがみ やくしょ し 手紙で、役所に知らせること
	535	ゆうそう せいきゅう 郵送請求	ゆうそう しんせい おな 郵送申請 (No.534) と同じ
	536	ゆずりあいシート	おじいさんやおばあさん、体の不自由な方、お腹に赤ちゃんがいる人など、席を必要としている人のための席です。誰でも座れますが、あなたの近くに席を必要としている人がいたら、代わってください。
よ	537	ようえんご しゃ 要援護者	さいがい とき たす ひつよう ひと しやうがい ひと 災害の時に助けが必要な人 (おとしよりや障害のある人など)。
	538	ようかいご 要介護	かいご ひつよう 介護が必要なこと
	539	ようかいごしゃ 要介護者	せいかつ ひと ふだんの生活にたすけがひつような人です。
	540	ようかいごにんてい 要介護認定	かいご せいかつ せわ ひつよう どれくらい介護 (生活の世話をすること) が必要か、みてもらうこと
	541	ようごろうじん 養護老人ホーム	おとしより (さい す 65歳以上) が住むところです。たとえば世話をする人がいなかったり、収入が少なくて、家で生活ができなくなった人が使います。
	542	ようしえん 要支援	ふだんの生活にすこしたすけが いること
	543	ようしえん にんてい 要支援認定	まいにち せいかつ すこ たす ひつよう み 毎日の生活に少し助けが必要が見てもらうこと
	544	ようちえん 幼稚園	さい こ い しょうがっこう ばい まえ かんたん さいこく 3～5歳の子どもの行きます。小学校に入る前に簡単な教育をします。
	545	よこはまほいくしつ 横浜保育室	こ あず せわ 子どもを預ける (世話をしてもらう) ことができます。横浜市が決めました。0～2歳の子どもの預けることができます。 さいじょう こ あず ほいくしつ 3歳以上の子どもを預けることができる保育室もあります。
	546	よ しん ひょう よぼう せつしゅ 予診票 (予防接種)	からだ くあい びょうき か かみ いしゃ よしんひょう よぼうせつしゅ 体の具合やいままでの病気について書く紙。お医者さんは、予診票をみて、予防接種をしていいかどうかをきめます。
	547	よぼう せつしゅ 予防接種	びょうき ちゅうしゃ くすり 病気にかからないようにするための注射や薬
	548	よぼう せつしゅ けん 予防接種券	げんき びょうき か かみ いしゃ よぼう せつしゅ けん よ しん ひょう み よぼう せつしゅ 元気かどうか、病気かどうか書く紙。お医者さんは、予防接種券 (予診票) を見て、予防接種をしていいかどうかをきめます。
り	549	りこんとどけ 離婚届	けっこん ふたり けっこん やくしょ し かみ 結婚した2人が結婚をやめるため、役所に知らせる紙
	550	リサイクル	いらなくなったものをもう一度使えるようにする。
	551	ひさいしょうめいしょ 罹災証明書	さいがい いえ こわ しょうめい かみ 災害で家が壊れたことを証明する (わかるようにする) 紙



	No	こい 語彙	いみ 意味
	552	リデュース	ごみになるものを ^{すく} 少なくすること
	553	リハビリテーション	からだの ^{うご} 動きや ^{はたら} 働きなどを ^{くねん} 訓練してよくすること
	554	リフレッシュ ^{ほいく} 保育	こそだて ^こ ^{そだ} ^{ちゆう} ^{とう} ^{かあ} ^{やす} ^{とき} ^{しょうがっこう} ^{はい} ^{まえ} ^こ ^{ほいくじょ} ^{あず} ^{せわ} 子育て（子どもを育てること）中のお父さんやお母さんなどが、休みたい時に、小学校に入る前の子どもを保育所に、預ける（世話をしてもらう）ことができます。
	555	リユース	す ^{なんかい} ^{つか} 捨てないで何回も使うこと
	556	療育 ^{りょういく} 手帳	さい ^{ちてき} ^{しょうがい} ^{ひと} ^も ^{てちよう} 18歳くらいまでに知的きのうの障害があらわれた人が持つことができる手帳（ノート）
	557	利用者 ^{りようしや} 証明書 ^{しょうめいしよ} 用電子 ^{ようでんし} 証明書 ^{しょうめいしよ}	でんし ^{しょうめい} 電子証明（No.351）のこと
	558	両親 ^{りょうしん} 教室 ^{きょうしつ}	^{とう} ^{かあ} ^{ひと} ^{きょうしつ} ^こ ^う ^う ^{あと} ^{おし} はじめにお父さんお母さんになる人のための教室です。子どもが生まれるまでのことや生まれた後のことを教えてください。 ^{おな} ^{あか} ^う ^{ひと} ^{あつ} ^{とも} 同じころに赤ちゃんが生まれる人が集まるので、友だちをつくることもできます。
	559	旅券 ^{りょけん}	パスポート
ろ	560	老人 ^{らうじん} 福祉 ^{ふくし} センター	^{よこ} ^{はまし} ^{ない} ^す ^{さい} ^{いじょう} ^{ひと} ^{つか} ^{しせつ} ^{おんがく} ^{きょうしつ} ^{さんか} ^{ひろ} ^{へや} ^{なかま} ^{いっしょ} 横浜市内に住む60歳以上の人が使うことができる施設です。音楽やスポーツの教室に参加したり、広い部屋で仲間と一緒にゆっくりできます。
	561	老齡 ^{らうれい} 基礎 ^{きそ} 年金 ^{ねんきん}	さい ^{ひと} 65歳以上の人がもらいます。もらえないときもあります。
わ	562	若者 ^{わかもの} サポート ^{さぽーと} ステーション	わか ^{ひと} ^{しごと} ^つ ^{そうだん} ^き ^{べんきよう} ^{ばしよ} ^{えん} 若い人が仕事に就くことについて相談（聞くこと）や勉強ができる場所。0円です。



語釈の共通したルール

語釈は以下のルールを目安に作成しています。新規語彙の語釈を作成する時は、活用してください。

No	内容
1	日本語能力試験旧2級以上の漢字はルビを振ります。 日常生活でよく使用されている場合は、旧2級以上漢字でも、学習のために平仮名にせず、漢字で残しています。※ルビは漢字の上に付けます。難しい場合は、() 書きで対応します。
2	日本語能力試験旧2級以上の単語は () 書きでさらに語釈を付けます。 旧2級以上の単語でも、日常生活でよく使用されている単語は、学習のためにあえて置き換えず、旧3級以下の語彙を使って () 書きで語釈を付けています。
3	行政の視点ではなく読み手にとってどんなメリットがあるのかを明確にしました。 例) 「交付されるカード」→「持つカード」
4	抽象的な表現はなくし、具体的な行動を示す表現で書きました。 例) 「国や市の負担で医療を受ける」→「医療を受けられます。国や市がお金を払います。」
5	数値が語彙を理解する上で重要な要素であり、数年の間に数値が変更になる可能性が低い場合は、数値を記載しました。
6	補足説明は語釈に書きません。ただし例外的に以下の場合に入れる方が望ましいと考えます。 ●補足説明（事業目的を含む）をいれないと誤解が生じるとき 例) すでに存在しない制度の説明文に、補足で「00年になくなりました」と入れるとき 例) 語釈中に説明しきれない例外が多い時に、「全部の〇〇ではありません」と入れる
7	年齢表現は、解釈にぶれが出ない書き方をしました。例) 「17才までの」→「17才になるまでの」 ただし、以下の①②を満たす場合は、年齢を書かなくてもよいと考えます。 ①ぶれが出ない書き方ができない②一般常識や文脈によってある程度、年齢に想像がつく時 例) 「0歳までの赤ちゃん」→「赤ちゃん」

おわりに

いかがでしたか？ 伝わる「やさしい日本語」の文書を書けるようになりましたか。この基準は、ただ単に「やさしい日本語」で伝えるための方法を示すものではありません。「こうすれば分かりやすくなる」「こうすれば伝わりやすくなる」という広報マインドも同時に示しています。そのため、外国人住民以外に日本人（例えば、学童など）に向けた広報にも使うことができます。それはつまり、やさしい日本語を使うことは外国人、日本人を問わずみんなに開かれた情報発信であることを示しています。やさしい日本語で伝えることでより多くの人々が理解できるようになるのです。

ぜひ、「やさしい日本語」以外にも、分かりやすい文書の書き方を示す基準として活用していただければと思います。



「やさしい日本語」で伝える
～分かりやすく 伝わりやすい 日本語を目指して～

2017年 4月 発行

作成 横浜市「やさしい日本語」検討会

協力 一橋大学国際教育センター いおり いさお 庵 功雄 教授

聖心女子大学 いわた かずなり 岩田 一成 准教授

東京大学 まつした たつひこ 松下 達彦 准教授

公益財団法人 横浜市国際交流協会

事務局 横浜市 国際局政策総務課

市民局広報課